

第4章 資 料

1 清掃事業のあゆみ

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|----------|--|--|
| 昭和 26 | <ul style="list-style-type: none"> 旧青梅町区域の大部分2, 844世帯(全体の約42%)を収集対象とし、うち1, 350世帯を直営による戸別収集を開始する。(集めたごみは、手引車で河辺地内(現東青梅4丁目)の野外焼却場に搬入する。) | <ul style="list-style-type: none"> ごみ収集同様、旧青梅町区域2, 844世帯を収集対象とし、加入世帯が664世帯となる。 青梅市師岡96番地築地政一郎に汚物取扱業の許可を与える。 収集方法は、従来は各加入者の便槽からし尿を樽にくみ取り、これをリヤカーに積んで運搬していたが、三輪自動車、普通トラック各1台を整備し、輸送力を強化した。 収集するし尿はすべて農家に還元する。 |
| 27 | | <ul style="list-style-type: none"> 加入世帯数が前年に比べて、2.1倍となる。(1, 394世帯) |
| 28 | | <ul style="list-style-type: none"> 運搬用リヤカーが1台増える。 |
| 29 | <ul style="list-style-type: none"> 収集区域を、旧青梅地区の全域と根ヶ布・千ヶ瀬・上長淵・師岡の一部に拡大する。 塵芥焼却場(現長淵4丁目)が10月5日に完成し、ただちに焼却を開始する。 ※ 総工費 5, 713, 500円 ※ 焼却能力日量 7. 5t 加入世帯の増加に対応するため普通トラック1台および手引車2台を整備する。 危険物・もえがらの収集を一部区域で開始する。 | |
| 30 | <ul style="list-style-type: none"> 大門・御岳・沢井上分・沢井下分区域の全域および河辺・野上・二俣尾の一部を収集地区に加える。 一般加入者については10日ごとの収集とし、特殊加入者については5日ごとの収集とする。 8月から旧青梅町区域の厨芥収集を開始する。(隔日収集) 手引車を2台増加し、7台とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 7月1日、青梅市黒沢471番地小村品吉に汚物取扱業の許可を与え、許可業者数は2となる。 し尿を農家に還元するため、貯留槽8槽を大門地区に設置する。 |
| 31 | <ul style="list-style-type: none"> 清掃条例を改正し、汚物処理手数料(ごみ)を4月1日から1世帯1か月30円(改正前20円)とする。 河辺地内(現東青梅4丁目)の旧野外焼却場に堆積する焼却灰および不燃物、約4, 000m³を除去する。 | <ul style="list-style-type: none"> 清掃条例を改正し、汚物処理手数料(し尿)を4月1日から1樽(36ℓ)20円(改正前15円)とする。 収集区域については、旧青梅地区・千ヶ瀬・根ヶ布の全域および河辺上・上長淵・下長淵・友田・駒木町・師岡・野上・大門・今井・二俣尾・沢井上分・沢井下分・御岳・畠中・黒沢の一部とする。 加入世帯が2, 000世帯を超える。(2, 195世帯) 初めてバキュームカー2台が稼働する。 |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|----|---|---|
| 32 | | <ul style="list-style-type: none"> ・藤橋・下の一部を収集区域に加える。 ・4月1日、築地政一郎に代わり、築地竹次郎を汚物取扱許可業者にする。 |
| 33 | <ul style="list-style-type: none"> ・吹上の全部および下の一部を収集区域に加える。 ・危険物・もえがらの収集区域を、河辺・二俣尾・沢井上分・沢井下分・御岳を除いた全域に拡大する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料の普及に伴い、生し尿の農耕用利用が激減し、し尿の農家還元が極めて困難となったため、昭和33年度・34年度の2か年継続事業により、し尿処理場の建設に着手する。 <p>※ 総工費 50,226,000円 ※ 加温消化（三機）方式 ※ 1日処理能力 36kℓ ※ 建設位置 青梅市南小曾木字古武士2629番地</p> |
| 34 | <ul style="list-style-type: none"> ・千ヶ瀬・師岡の一部および師岡市営住宅を、夏季（6～10月）期間、厨芥の収集区域に加える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新町・柚木の各一部を収集区域に加え、加入世帯が3,513世帯となる。 ・35年3月、し尿処理場が完成する |
| 35 | | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、し尿処理場の運転を開始する。 ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料（し尿）を4月1日から人頭割制（1人1ヶ月20円）に改める。同時に、し尿処理場投入手数料を設定し、360当たり3円とする。 ・日影和田・南小曾木の一部を収集区域に加える。 ・一部区域を直営により収集する。 ・し尿処理場からの放流水の影響により稻作被害が発生し、井戸水も一部汚染される。 |
| 36 | <ul style="list-style-type: none"> ・加入世帯が3,000世帯を超える。 (3,066世帯) ・ごみ収集用特殊自動車（圧縮車）1台および厨芥収集用軽自動車（ミゼット）1台をそれぞれ購入する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・吹上・今寺・木野下・富岡の一部を収集区域に加える。 ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料（し尿）を4月1日から1人1ヶ月30円（改正前20円）に改める。同時に、し尿処理場投入手数料を360当たり1円（改正前3円）に改める。 ・加入世帯が5,000世帯を超える。 (5,474世帯) ・4月1日、青梅市谷野88番地水村博に汚物取扱業者の許可を与え、許可業者数は3となる。 ・一部地形上の特殊区域を除き、し尿くみ取り作業をバキュームカー6台で行う。 |
| 37 | <ul style="list-style-type: none"> ・収集量の増加に伴い、塵芥焼却炉の増設（3.75t／日）を行い、処理能力を11.25t／日とする。 <p>※ 工事費 2,725,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厨芥の収集区域を、青梅・長淵・大門・梅郷・沢井の各地区に拡げる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・処理能力の増加と放流水の良化を目的として、東洋理化方式による処理施設の改造成に着手する。 ・直営によるし尿収集を廃止する。 ・し尿収集委託料引き上げの問題から、一時許可業者の作業放棄事態が起こる。 |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|----|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・青梅地区は隔日、その他の地区は4日ごとに収集することとする。 ・ダンプトラックを1台購入する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月1日、築地竹次郎に代わり、築地國雄を汚物取扱許可業者とする。 ・バキュームカー1台を増車する。 |
| 38 | <ul style="list-style-type: none"> ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料（ごみ）を4月1日から1世帯1か月50円（改正前30円）に改める。 ・厨芥の収集区域を、一部地形上の特殊区域を除き、市全域に拡げる。 ・ダンプトラック、軽自動車各1台を増車する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・8月、し尿処理施設の増設改良工事が完了し、1日処理能力は54kℓ（18kℓ／日が増加）となる。 ※ 工事費 9,228,070円 ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料（し尿）を4月1日から1人1か月40円（改正前30円）に改める。 ・成木地区の一部と御岳山を除き、市内全域を収集区域とする。 ・バキュームカー2台を増車し、計9台となる。 |
| 39 | <ul style="list-style-type: none"> ・危険物・もえがら埋立地を、新たに青梅市黒沢700番地に求める。 ※ 面積 1,400.13m² ※ 土地購入費 1,088,000円 ・厨芥収集用軽自動車（ミゼット）1台を増車し、計3台となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・加入世帯7,000世帯を超える。（7,094世帯） ・し尿処理施設での投入量が処理能力の限界に達し、農家還元量が大幅に増える。 |
| 40 | <ul style="list-style-type: none"> ・危険物・もえがらの収集を、汚物取扱業者に委託し、隔月収集から毎月収集に切り替える。 ・ダンプトラック1台を増車し、計3台となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・収集区域を、御岳山を除く市内全域とする。（8,235世帯） ・し尿処理施設増設の検討を本格的に開始する。 ・し尿処理場使用条例を廃止するため、し尿処理場投入手数料（360当たり1円）を10月から廃止する。 |
| 41 | <ul style="list-style-type: none"> ・厨芥収集の一部を、汚物取扱業者に委託し、全市隔日収集とする。 ・ダンプトラック1台、軽自動車（ミゼット）各1台を増車する。 ・御岳山に、小型塵芥焼却炉を2基設置する。（処理能力0.5t／日） ・不燃物埋立地として、新たに青梅市上長淵1417番地内に面積1,909m²の山林を借上げる。（42年1月から埋立開始） | <ul style="list-style-type: none"> ・加入世帯が9,000世帯を超える。（9,030世帯） ・し尿の農家還元量がますます増える。 |
| 42 | <ul style="list-style-type: none"> ・加入世帯が4,084世帯となる。 ・収集能率の向上と経費の節減を図り、併せて収集に対する排出者側の隘路を解消するため、ダストボックスによる雑芥・厨芥の混合収集を計画する。 ・43年1月から一部地域にダストボックス60個を配置し、収集を汚物取扱業者に委託し、隔日収集を開始する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・43年3月16日、西多摩衛生組合に加入する。 ・同組合が運営する緑化園内に1日処理能力170kℓのし尿処理施設を建設することが決定する。（建設費は全額青梅市が負担） ・新し尿処理場付帯工事として、場外給排水工事を一部施工する。 ※ 工事費 10,553,000円 ・道路幅員が狭く、し尿のくみ取りが不可能な世帯の汲み取りを行うため、小型バキュームカー1台を購入する。 |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|----|--|--|
| 43 | <ul style="list-style-type: none"> 8月1日、塵芥焼却炉を閉鎖し、同日から青梅市排出のごみを西多摩衛生組合緑化園焼却炉へ投入する。 9月、ごみ収集区域を青梅・長淵・大門・沢井各地区に拡大し、一般加入世帯(9,706世帯)すべてを隔日・混合収集とする。 ダストボックス520個、クレーン付ダンプトラック3台を購入する。 危険物・もえがらの収集間隔を月1回から月2回に変更し、御岳山の収集(月1回)を開始する。 厨芥の収集委託を直営に切替え、混合芥収集の一部を汚物取扱業者に委託する。 御岳山に、小型塵芥焼却炉1基を増設する。(処理能力0.5t/日) | <ul style="list-style-type: none"> 7月、西多摩衛生組合名義により、三菱重工業株式会社と新し尿処理場建設工事請負契約を締結し、建設に着手する。 ※ 建設年度 昭和43・44年度 ※ 契約金額(本体工事のみ) 231,350,000円 ※ 高速酸化処理方式 ※ 1日処理能力 170kℓ 6月から、従来1か月1回であった収集間隔を20日に1回に短縮する。 加入世帯が10,000世帯を越える。 (10,656世帯) |
| 44 | <ul style="list-style-type: none"> ダストボックス537個を購入する。(ごみ用322個、危険物・もえがら用215個) クレーン付ダンプトラックを、3台を更新し、2台を増車する。 6月、長淵・大門地区の危険物・もえがら収集をダストボックスに切替える。同時に全市の収集間隔を、月2回から4回(週1回)とする。 9月、ごみ収集区域を、梅郷・小曾木・成木各地区に拡大し、隔日混合収集とする。このため、全市がダストボックス(一部地域紙袋収集)による混合収集となる。 危険物・もえがら埋立地を、新たに青梅市今井2434番地に求め、11月から埋立を開始する。 <p>※ 面積 14,153m² ※ 土地購入費 34,256,000円</p> | <ul style="list-style-type: none"> 西多摩衛生組合の新し尿処理場完成に伴い、9月1日から投入開始する。同時に市し尿処理場を閉鎖する。 し尿処理場閉鎖に伴い、黒沢川堆積汚泥しゅんせつ工事を施工する。 ※ 工事費 1,230,000円 ※ 場所 古武士橋から湯場橋まで ※ 延長 1,000m 11月16日、汚物取扱許可業者築地國雄、小村品吉、水村博の3業者が企業合同し、青梅新興株式会社を設立する。このため、3業者の許可を取消し、11月17日付けをもって新会社に許可を与える。 |
| 45 | <ul style="list-style-type: none"> 清掃条例を改正し、4月1日から一般家庭のごみ処理手数料は無料とし、特殊加入者については、月排出量200kgまで控除、超える部分は1kg5円に改める。 手数料無料化と世帯数増により、ごみ用ダストボックス150個を購入する。 4月、粗大ごみ収集(月1回)を開始する。 6月1日から業者委託区域(ごみ)を拡大し、業者の稼働台数が2台となる。(直営8台) 6月 東青梅・沢井・小曾木・成木・青梅(一部)の各地区の危険物・もえがら | <ul style="list-style-type: none"> 清掃条例を改正し、一般家庭のし尿処理手数料を無料とするとともに、特殊加入者については、月排出量150ℓまで控除し、150ℓを超える部分は1ℓ2円に改める。 手数料の無料化に伴い、加入世帯が急増したことから、収集車の稼働台数を12台に増車する。(12月末13,000世帯) |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|----|---|---|
| | 収集を、ダストボックスに切替える。 この切替えと世帯数増のため、ダストボックス280個を購入する。 | |
| 46 | <ul style="list-style-type: none"> 4月1日、粗大ごみ収集回数を毎月2回（改正前は月1回）に改める。 ダストボックスの設置基準を改める。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 可燃物 14世帯に1個 ※ 不燃物 25世帯に1個 11月、西多摩衛生組合ごみ焼却施設増設工事に着手する。（150t／24時間） | <ul style="list-style-type: none"> 10月、し尿処理施設での全量処理が不可能になったため、今井地区の一部を借用し、掘削・処理する。 <p>※ 借用地</p> <p>今井2023の2番地 2, 281m² 今井2011の2番地 2, 632m² （昭和48年3月31日まで） 今井2022の2番地 2, 453m²</p> |
| 47 | <ul style="list-style-type: none"> 4月1日、清掃条例を全面改正し、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」を施行する。 不燃物収集回数を、月2回から週1回に改める。 御岳山の不燃物収集を、月1回から2回に改める。 11月30日、西多摩衛生組合ごみ焼却施設（150t／24時間）が完成し、合せて1日の処理能力300tとなる。 | <ul style="list-style-type: none"> 「し尿浄化槽、清掃料金軽減措置に関する要綱」および「し尿汲取り不可能世帯に対するし尿浄化槽設置資金貸付要綱」を設置する。 し尿浄化槽清掃について、年1回に限り清掃料金の一部を補助する。（単独処理のみ） 今井地区にし尿処理対策委員会が発足する。 12月、し尿処理施設での全量処理が不可能となつたため、今井2022の2番地（2号地）を掘削する。 48年1月、西多摩衛生組合し尿処理施設（第2）工事に着手する。（150kℓ／日） |
| 48 | <ul style="list-style-type: none"> 4月、ダストボックスの設置基準を改める。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 可燃物 13世帯に1個 ※ 不燃物 23世帯に1個 | <ul style="list-style-type: none"> 4月、し尿浄化槽清掃料金について、合併処理も補助対象とする。 49年3月、西多摩衛生組合し尿処理施設（150kℓ／日）が完成する。合わせて1日の処理能力は320kℓとなる。 |
| 49 | <ul style="list-style-type: none"> 「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 特殊占有者については、月排出量200kgまで控除し、超える部分は1kgにつき5円に改める。 12月～3月、青梅市不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削（西多摩衛生組合内の埋立地に移送処理）し、施設の長期使用を図るとともに、危険防止のため周囲に塀を設置した。（8, 190m²） | <ul style="list-style-type: none"> 特殊占有者については、月排出量150ℓまでを控除し、超える部分は1ℓにつき3円に改める。 6月～9月、し尿終末処分地（汲取式水洗便所、浄化槽等から排出するし尿汚泥）の施設を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 今井2023の2番地（1号地） ※ 借上面積 2, 281m² 9月、し尿終末処分地（2号地）への投入を中止する。（今井2022番地の2） ※ 50年度埋立工事、51年度整備工事を完了し、51年11月15日に2号地を返還する。 |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|----|--|--|
| 50 | <ul style="list-style-type: none"> 4月～6月、青梅市不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削し、西多摩衛生組合の埋立地に処理する。(13, 602m²) ダストボックスの設置基準を改める。 <p>※ 可燃物 12世帯に1個 ※ 不燃物 変更なし (23世帯に1個)</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月、今井無線自治会から不燃物埋立地に対する周辺対策として、集会施設建設を要求される。 | <ul style="list-style-type: none"> 8月～3月、し尿終末処分地(2号地)返還に伴う埋立工事を実行する。 |
| 51 | <ul style="list-style-type: none"> 4月1日、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 特殊占有者については、月排出量200kgまで控除し、超える部分は1kgにつき10円に改める。 10月1日家庭雑排水吸込槽の清掃料金の一部を補助する軽減措置を実施する。 52年3月、今井無線自治会集会施設が周辺対策費補助と集会施設設置事業補助により建設される。 | <ul style="list-style-type: none"> 特殊占有者については、月排出量150ℓまで控除、超える部分は1ℓにつき5円に改める。 11月15日、し尿終末処分地(2号地)を土地所有者に返還する。 |
| 52 | <ul style="list-style-type: none"> 羽村町および瑞穂町において、廃棄物の終末処分を行った行為にかかる周辺の環境整備事業等に対し、両町と廃棄物終末処理対策協議会(21市)との協議により、総額3億円で和解し、4月5日に協定を締結し、解決する。 11月、御岳山に設置してある簡易焼却炉を廃止し、新たにバーナー付の焼却炉3基を設置する工事に着手し、年度内に1基、次年度に2基完成する。 53年3月、不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削・搬出する。 (5, 100m²) <p>※ 工事費用 23, 562, 000円</p> | <ul style="list-style-type: none"> 4月28日、御岳山のし尿くみ取りを開始する。(サイフォン方式) 53年2月、御岳山のし尿くみ取りに伴う貯溜槽を設置する。 貯溜槽設置に伴う土地借上料として、200, 000円を交付する。 <p>※期間(57.10.1～72.8.31)</p> |
| 53 | <ul style="list-style-type: none"> 5月1日、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則」の一部を改正する。 10月 不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削・搬出する。(11, 200m²) <p>※ 工事費用 58, 800, 000円</p> | <ul style="list-style-type: none"> くみ取式水洗便所等を使用する占有者で水洗便所改造義務期限の2年前までに限り減額を認めると改める。 5月20日、青梅市公共下水道の一部が供用開始となる。 8月31日、し尿終末処分地(1号地)の投入を中止し、処分地の埋立、残土置場の整備工事を施工する。 9月、汚水施設を整備し、投入を開始する。 |
| 54 | <ul style="list-style-type: none"> 4月、不燃物埋立地整備用機械コンパクタを購入する。 ごみ減量運動に取組むため、資源再利用推進報償金交付制度と家庭用ごみ焼却器 | <ul style="list-style-type: none"> 6月～8月、し尿終末処分地(1号地)返還に伴う整備工事を施工し、3月をもって返還する。 |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|----|--|---|
| | 購入補助金交付制度を実施する。 | |
| 55 | <ul style="list-style-type: none"> 4月1日、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 特殊占有者については、月排出量200kgまでを控除し、超える部分は1kgにつき15円に改める。 11月1日、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が発足する。 56年1月、不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削・搬出する。 (15, 600m²) ※ 工事費用 95, 160, 000円 56年3月、不燃物埋立地周辺対策として、地元自治会および隣接地入間市桂地区との覚書により、協力報償金を交付する。 | <ul style="list-style-type: none"> 特殊占有者については、月排出量180ℓまでを控除し、超える部分は1ℓにつき6円に改める。 5月1日、し尿くみ取り不可能世帯の解消を図るため、し尿くみ取り器具設置費補助金制度を実施する。 |
| 56 | <ul style="list-style-type: none"> 10月、不燃物埋立地整備用機械ブルドーザーを購入する。 12月、「青梅市リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）建設基本計画」を策定する。 57年2月、リサイクルセンター建設地を決定し、諸調査を開始する。 | <ul style="list-style-type: none"> 10月、公共下水道の供用開始に伴い、し尿くみ取りの委託車両台数を1台減車し、16台とする。 |
| 57 | <ul style="list-style-type: none"> 12月9日、リサイクルセンター建設に着工する。 ※ 破碎選別処理施設 749, 900千円 ※ 焼却処理施設 1, 198, 000千円 | <ul style="list-style-type: none"> 58年1月、し尿くみ取りの委託車両台数を1台減車し、15台とする。 |
| 58 | <ul style="list-style-type: none"> 4月1日、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 | <ul style="list-style-type: none"> 水洗便所改造義務期限から2年を経過する占有者に対し、くみ取式普通便所使用料金を使用家庭1人月額260円とし、事業所およびくみ取式水洗便所等は従来どおりとする。なお、月180ℓの基礎控除は廃止する。 11月、し尿くみ取りの委託車両台数を1台減車し、14台とする。 |
| | 59年3月、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 | |
| 59 | <ul style="list-style-type: none"> 占有者の事業活動等に伴うごみの廃棄物処理手数料を、1kg20円に改める。 4月2日、リサイクルセンターが稼働を開始する。 粗大および有害ごみ（乾電池）の分別収集を開始する。 昭和44年から行っていた今井地区内の埋立地への埋立を終了する。（昭和60年3月末まで） 日の出町内に開設する東京都三多摩地域 | <ul style="list-style-type: none"> 水洗便所改造義務期限から2年を経過する占有者に対し、くみ取式普通便所使用料金を使用家庭1人月額400円とし、事業所およびくみ取式水洗便所等は、1ℓ10円に改める。 7月、し尿くみ取りの委託車両台数を1台減車し、13台とする。 |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|-----|---|---|
| | 広域処分組合谷戸沢処分場への埋立を開始する。 | |
| 60 | <ul style="list-style-type: none"> 今井5丁目地内の不燃物埋立地の埋立終了に伴い、協力報償金等について、今井5丁目自治会および入間市桂地区と協議し、報償金の切下げと美化デーごみ等について当分の間埋立てを継続することが決定した。 6月、上記不燃物埋立地への埋立終了に伴い、コンパクタを売却処分する。 ※ 売却金額 1,500千円 じんかい収集基地施設整備工事および公共下水道接続等整備工事を開始する。 ※ 工事費 4,828千円 8月、西多摩衛生組合施設整備検討委員会が設置される。 10月、可燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し、12台とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 7月、し尿くみ取り車委託車両台数を1台減車し、12台とする。 |
| 61 | <ul style="list-style-type: none"> 御岳山焼却炉1号炉整備工事を行う。 ※ 工事費 3,450千円 ※ じんかい収集車2t車1台を更新する。 | <ul style="list-style-type: none"> 4月、「浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱」の一部を改正する。 10月、「青梅市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱」を新設する。(公害対策課) 10月、し尿くみ取りの委託台数を1台減車し、11台とする。 11月、浄化槽汚泥水等脱水処理委託を開始する。 |
| 62 | <ul style="list-style-type: none"> 11月 可燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し、13台とする。 御岳山焼却炉1号、2号および3号炉の上屋を塗装する。 | <ul style="list-style-type: none"> 63年2月、青梅市市街化調整区域内汚水処理検討委員会を発足する。(下水道部) 63年3月、し尿くみ取りの委託台数を1台減車し、10台とする。 |
| 63 | <ul style="list-style-type: none"> 青梅新興が道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第2項による一般区域貨物自動車運送事業の経営について、昭和63年5月10日付関自貨2第490号で関東運輸局長より免許を受け、昭和63年9月2日より運輸を開始する。 (車のナンバーが自家用から営業用となる。) 今井5丁目の不燃物埋立地の一部を整備し、地元用の運動広場を設置する。 | <ul style="list-style-type: none"> 4月、「浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱」の一部を改正する。 |
| 平成元 | <ul style="list-style-type: none"> 4月、家庭用生ごみ処理機器等購入補助金交付制度を実施する。 4月、資源回収事業協力助成金交付制度を開始する。 4月・10月、可燃ごみ収集委託台数を各1台増車し、15台とする。また、不燃ごみ収集委託台数を1台増車し、6台とする。 塵芥収集車(2t車)の更新に伴い、リレーパック車(3.5t車)を導入す | <ul style="list-style-type: none"> 4月・2月、し尿くみ取り委託台数を各1台減車し、8台とする。 |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|----|--|---|
| | <p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青梅新興にスプーンパッカー車（2t車）が1台導入される。 | |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し16台とする。 ・塵芥収集車（2t車）4台の更新に伴いリレーパック車（3.5t車）4台を導入する。 ・青梅新興にスプーンパッカー車（2t車）が1台増車され、2台となる。 | |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・塵芥収集車（2t車）の更新に伴いリレーパック車（3.5t車）を導入する。また、動物死体処理車（軽トラック）1台を新規に導入する ・10月、不燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し、7台とする。 ・青梅市ごみ問題検討協議会（平成3年6月～平成4年3月）を設置する。（当市のごみ問題についての「提言」をまとめる。） | <ul style="list-style-type: none"> ・し尿くみ取り委託車両台数を、4月と2月に各1台減車し、6台とする。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・占有者の事業活動等に伴うごみの廃棄物処理手数料を、1kg23円に改める。 ・美化デーごみ等の処分、埋立を行っていた今井5丁目地内の不燃物埋立地を廃止する。（平成4年11月7日付行政財産としての用途廃止手続を行う。） ・12月、発泡スチロール（食品用白色トレイ）・ペットボトルを、市内スーパー店頭および市役所および市民センターで回収を始める | <ul style="list-style-type: none"> ・くみ取式普通便所使用料金を、使用家庭1人月額500円とし、事業所およびくみ取式水洗便所等は、1012円に改める。 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・条例にもとづき、「青梅市廃棄物減量等推進審議会」を設置する。 ・塵芥収集車（2t車）の更新に伴い、スプーンパッカー車（2t車）1台を導入する。 ・7月、新町・河辺町・藤橋・今井地区でビン・カンの分別収集を開始する。 ・8月、不燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し、8台とする。 ・10月 粗大ごみの電話申込みによる戸別有料化収集を開始する。（委託台数4台） ・10月24日、リサイクルフェスティバルの開催に合わせ、リサイクルセンター内にリサイクルショップが開設される。 ・11月、事業系一般廃棄物の処理について、マニフェスト制度を導入する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・6年2月 し尿くみ取り委託車両台数を1台減車し、5台とする。 |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|----|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 12月 リサイクルセンターにおいてフロンガスの引き抜き（冷蔵庫）を開始する。 6年3月、「青梅市一般廃棄物処理基本計画」を策定する。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 御岳山焼却炉の改修工事（1号炉）を行う。 10月 大門・東青梅地区を新たにBIN・カンの分別収集地区とし、区域の拡大を図り、収集を開始する。 | <ul style="list-style-type: none"> 7年2月、青梅市し尿処理場の建設に着手する。（青梅市・福生市・瑞穂町3市町共同建設） <p>※ 総工費 1,164,000,000円</p> |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> 家庭用生ごみ処理機器の補助対象機種の拡大および補助限度額の引上げを実施する。また、家庭用ごみ焼却器用煙突を補助対象とする。 7月～9月、河辺町1～3丁目で、プラスチックごみの実験収集を実施する。 10月～12月、御岳山焼却炉の建屋建替工事を行う。（1・3号炉） <p>※ 工事費 4,841,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> 8年1月、BIN・カンの分別収集を御岳山を除く市内全域に拡大する。 8年1月、廃棄物減量等推進審議会にダストボックス収集制度の見直しと家庭ごみの有料化について諮問する。 8年2月、リサイクルセンターにおいて廃プラスチック固形燃料化システムが稼働する。 | |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> 6月～7月、御岳山焼却炉の改修工事を行う。（2・3号炉） <p>※ 工事費 7,750,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> 9年3月、廃棄物減量等推進審議会からダストボックス収集制度の見直しおよび家庭ごみの有料化についての答申が出される。 | <ul style="list-style-type: none"> 6月、西多摩衛生組合のし尿処理施設に替わり、青梅市・福生市・瑞穂町の3市町共同で建設していた「青梅市し尿処理場」が稼働を開始する。 6月、くみ取り式普通便所使用料金を、使用家庭1人月額600円とし、事業所およびくみ取り式水洗便所等は1015円に改めるほか、当該供用開始区域内における水洗便所への改造義務期限後の経過猶予期限を廃止する。 |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> 12月、昭和54年度から実施してきた家庭用ごみ焼却器の購入補助制度を廃止する。 10年1月、最終処分場の谷戸沢処分場が埋立て完了に伴い、第二処分場である二ツ塚処分場への一部搬入が始まる。 | <ul style="list-style-type: none"> 4月、御岳山を除くし尿くみ取り委託業務契約を車両台数制から従量制に変更する。（1kg当たり11.44円） 9月、御岳山のし尿くみ取りに伴う貯溜槽設置土地使用貸借契約の更新に併せ、土地借上げ補償金200,000円を御岳山自治会に交付する。 (平成9.9.1～平成29.8.31) |
| | <ul style="list-style-type: none"> 10年3月、平成6年10月に着工する中間処理施設の西多摩衛生組合の新処理施設が竣工される。 10年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」を一部改正する。 | <ul style="list-style-type: none"> 10年3月、「青梅市し尿処理場」が青梅市に帰属される。 |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|----|--|------|
| | (ダストボックス収集制度の廃止、家庭系ごみおよび事業系ごみの有料化) | |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、ダストボックス収集制度廃止およびごみの有料化に伴い、家庭用生ごみ処理機器等の補助件数が殺到し、6月25日をもって今年度の補助を中止とする。 ※ 補助台数 6,167台 ※ 補助額 284,325,160円 ・5月、ごみ収集制度変更に伴う住民説明会を9月末まで市内全域で開催する。 ・9月1日から指定収集袋の販売を開始する。 ・10月1日、戸別収集制度およびごみの有料化を実施する。 ・粗大ごみ収集を委託から直営へ変更することに伴い、直営のリレーパック車5台を粗大ごみ収集車4台、軽トラック1台に更新する。 | |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・11月1日、リサイクルセンター内のせん定枝資源化施設を稼動する。 ・粗大ごみ収集車両（LPG車）を増車する。（粗大収集車両計5台） ・12月、御岳山地区に生ごみ処理機を設置する。（3基） | |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月1日、リサイクルセンターへの粗大ごみの個人持込みを開始する。 ・御岳山地区での指定収集袋によるごみの排出を開始する。（ステーション収集） ・ごみ収集車（軽トラック）1台を2tダンプ（LPG車）に更新する。 ・東京都三多摩廃棄物広域処分組合が「エコセメント事業基本計画」を策定する。 <p>・13年2月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（家電リサイクル法に該当する粗大ごみ品目の削除、事業系ごみ用指定収集袋に小袋を追加）</p> | |
| 13 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、事業系一般廃棄物処理手数料を改定し、持込みごみ処理手数料を1kg当たり20円（改定前15円）とする。 ・4月、家電リサイクル法の施行に伴い、テレビ、エアコン、電気冷蔵庫および電気洗濯機の行政回収を廃止する。以降は青梅市家電リサイクル推進協議会で取り扱うこととする。 ・容器包装リサイクル法にもとづき、ガラスビンと食品用白色トレイの再生処理業者への引渡しを開始する。 ・不法投棄対策として、「不法投棄にかかる情報提供サービスに関する覚書」を青梅郵便局長および御岳郵便局長と締結す | |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|----|---|--|
| | る。 | |
| 14 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、粗大ごみの「ふれあい収集」を開始する。 ・ごみ減量とリサイクルの促進に向けて組織改正を実施、新たにごみ対策課を設置し、環境衛生課の所管事務から廃棄物に関する事務を移管する。 ・「不法投棄にかかる情報提供サービスに関する覚書」を、市内13新聞販売店、東京都森林組合青梅支所および京王タクシーと締結する。 ・行政改革方針にもとづき、年度末をもって家庭用生ごみ処理機器等購入補助金交付制度を廃止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・15年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。(青梅市廃棄物減量等推進審議会委員数を15人以内から12人以内に変更、15年4月から施行) | |
| 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・10月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(粗大ごみ廃棄物処理手数料の表からパーソナルコンピュータを削除) ・4月、青梅市総合長期計画の中で、市民1人1日100グラムのごみ減量を目指す「ごみ減量チャレンジ100」事業を計画し、ごみ減量に向けた積極的な取組みを開始する。 ・6月、容器包装リサイクル法にもとづく資源化処理を拡大し、ペットボトルおよびその他プラスチック容器包装の一部について、再生処理業者への引渡しを開始する。 ・10月、家庭用パソコンメーカーによる自主回収の開始に伴い、行政回収を廃止する。 ・16年3月、プラスチック容器包装の固体燃料化処理を終了し、容器包装リサイクル法にもとづく全量処理に移行する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、青梅市し尿処理施設管理運営懇談会委員から市議会議員3人を削除し、定数を6人とする。 |
| 16 | <ul style="list-style-type: none"> ・7月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。(廃棄物手数料を1kg当たり20円を30円に改正、10月から施行) ・4月、資源の戸別収集にペットボトルを追加し、ビン・ペットボトルとしての収集を開始する。 ・古紙類・繊維類・カンを青梅資源リサイクル事業協同組合へ搬入を開始する。 <ul style="list-style-type: none"> ・17年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(廃棄物処理手数料の減免対象者に、障害者手帳の交付者がいる世帯で市民税非課税世帯を追加) | |
| 17 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、汚れたプラスチック類および容器包装以外の軟質系プラスチック類を可燃ごみに分別変更する。 ・4月、福祉施設のごみ収集有料化を開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、一般のし尿くみ取り委託業務契約を1kg当たり11.47円に変更する。御岳山は30.23円 |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|----|--|--|
| | <p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月、有料ごみ袋の1枚売りを開始する。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・18年3月、一般廃棄物処理基本計画書（平成18年度～24年度）を策定する。 ・18年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。（動物の死体処理手数料を1体につき2,000円から4,000円に変更、19年3月から施行） | |
| 18 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、毎月第3日曜日に粗大ごみの持ち込み受け入れを開始し、祝日の受け入れを廃止する。 ・10月、家庭系指定収集袋に特小袋（可燃のみ）を追加する。 ・3月、「青梅市ごみ分別ハンドブック」を作成し全戸配布をする。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・19年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（粗大ごみ廃棄物処理手数料（別表第1）の一部を変更、19年4月から施行） | |
| 19 | <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチックごみを不燃ごみと分別して収集を開始する。（各月の第1週は不燃ごみ（月1回）、それ以外の週は容器包装プラスチックごみ（週1回） ・可燃性の粗大ごみの大きさの基準を50cm以上に変更する。 ・皮製の衣料品も繊維類として回収する。 ・4月1日から20年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（6,932トン） | |
| 20 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、「可燃ごみ」・「不燃ごみ」を「燃やすごみ」・「燃やさないごみ」に名称変更する。 ・指定収集袋に「容器包装プラスチックごみ」を追加し、経過措置として「不燃ごみ」専用袋での排出可能を半年間延長する。（10月に更に半年間延長する。） ・家庭系指定収集袋に特小袋（燃やさないごみ）を追加する。 ・高齢者世帯の減免対象年齢を65歳以上に引き上げる。 ・4月1日から21年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（4,320トン） | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、一般のし尿くみ取り委託業務契約を1kg当たり11.52円に変更する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・21年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。（資源ごみの持ち去り行為の禁止、罰則規定は7月から適用） ・21年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（粗大ごみ廃棄物処理手数料（別表第1）の一部を変更、21年4月から施行） | |
| 21 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、家電リサイクル法の一部改正により、テレビ（液晶・プラズマ）と衣類乾燥機が市では回収不能品に追加される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設汚泥冷却措置（空冷チラーニット）を更新した。 ・4月、御岳山を除くし尿くみ取り委託業 |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|----|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・8月、リサイクルセンターへの粗大ごみ個人持込みにおいて、昼休み時間帯の受付を開始する。 ・2年間使用延長をしてきた「不燃ごみ」袋での「容器包装プラスチックごみ」の排出を3月末で終了する。 ・22年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。(ごみ処理手数料・粗大ごみ廃棄物処理手数料の一部を変更、22年10月から施行) ・22年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(ごみ処理手数料・粗大ごみ廃棄物処理手数料の一部を変更、22年10月から施行) (「高齢者(65歳以上)のみの世帯」を「高齢者市民税非課税世帯」に変更、23年4月から施行) | 務契約を従量制から1カ月3,961,000円(税込)に変更する。御岳山は、1kg当たり31.74円(税込) |
| 22 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、収集部門と処理部門を一元化し、リサイクルセンターをごみ対策課リサイクルセンター管理係とする。 ・粗大ごみの自宅回収申込み受付時間を昼休みにも拡大する。 ・10月の料金改定に合わせ、減免対象者に配布する「燃やすごみ」指定収集袋の半年間分を枚数調整し、後期分については、ごみ袋取扱店で交換できる引換券を交付する。また、ごみ処理手数料(指定収集袋)の改定により、一般家庭から出るおむつの無料収集と、リサイクルセンターへの剪定枝の持込みを無料化する。 ・今井作業所を閉鎖し、リサイクルセンターで白色トレイの選別作業を開始する。 ・10月、粗大ごみ料金の算定基準の一部を幅と高さの合計に改め、新たな料金区分を設定する。(収集単価1,000円、持込単価700円) ・回収不可であったオルガン・電子ピアノ・電子オルガンを粗大ごみに変更する。 ・9月まで販売していた容器包装プラスチックごみ袋と旧不燃ごみ袋を同サイズ10枚1組単位の未開封のものに限って、1月中旬から3月末日までごみ対策課・リサイクルセンター・各市民センターで等価交換を実施する。 ・3月、「青梅市ごみ分別ハンドブック」を「青梅市ごみ減量・資源リサイクルハンドブック」に改訂し全戸配布をする。 ・7月1日から7月30日まで多摩川衛生組合の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。(2,236トン) ・23年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(ごみ処理手数料・粗大ごみ廃棄物処理手数料の一部を変更、23年4月 | ・4月、御岳山を除くし尿くみ取り委託業務契約を1カ月3,882,572円(税込)に変更する。 |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|----|--|---|
| | から施行) | |
| 23 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、化粧品の回収を燃やさないごみから資源ごみの品に変更する。 ・日曜日の粗大ごみの持ち込みを、第3日曜日から毎週日曜日に拡大し、リサイクルセンター管理係の再任用職員で受け付ける。それに合わせ、リサイクルショップの開所日も同日に変更する。 ・リサイクルセンターで、ごみ袋の販売とボランティア袋の配布を始める。 ・高齢者世帯の減免対象について、65歳以上のみで構成される市民税非課税世帯に変更する。 ・ペットボトル・白色トレイの拠点回収を直営から委託に変更する。 ・臼を粗大ごみ対象から外し、コンクリート付物干し台と漬物石を対象に加える。 ・8月、福島第一原子力発電所の事故による放射性セシウムの影響により、剪定枝チップの市民への配布を自粛する。 ・9月、公共施設の剪定枝受入れを中止する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・24年3月、し尿処理施設の投入ポンプ等を更新する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・24年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(高齢者世帯減免世帯へのごみ袋支給を年間1回にする。24年4月から施行) ・24年3月、青梅市一般廃棄物処理基本計画（平成24年度～平成38年度）を改訂する。 | |
| 24 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、ごみ対策課から清掃リサイクル課に課名を変更する。 ・高齢者のみの非課税世帯に交付するごみ袋引換券を年間1回（4月）の発行に変更する。（施行規則第12号） ・6月11日から25年3月22日まで、宮城県牡鹿郡女川町の可燃性災害廃棄物1,427トンを西多摩衛生組合で受け入れる。（月～金、1日7～20トン、車両2～5台） ・11月、剪定枝チップの市民への配布を再開する。 ・12月、公共施設の陶磁器・ガラス類の別袋での排出を開始する。 ・25年1月、公共施設の剪定枝受入れを再開する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、浄化槽設置事業補助金交付事務を都市整備部下水工務課へ移管する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・24年12月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき技術管理者の資格を規定する。25年4月から施行） | |
| 25 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、かばん、靴、ベルト、ぬいぐるみ類の無料回収を始める。（第4水曜日、 | |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|----|--|--|
| | <p>戸別回収)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月、家庭用廃食用油の無料回収を始める。(リサイクルセンター) ・11月2～3日、青梅産業観光まつり会場内にて使用済小型家電のイベント回収を実施する。 ・12月、塵芥収集基地（長淵4丁目地内）を閉所し、塵芥収集業務をリサイクルセンターに移転する。 ・12月20日から26年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（1, 512トン） ・26年2月、使用済小型家電のボックス回収を始める。（市役所、リサイクルセンター、11市民センター） | |
| 26 | <ul style="list-style-type: none"> ・不燃残さ（ガラス、陶磁器）の資源化に伴い、東京たま広域資源循環組合への搬入を9月で停止する。 ・10月、リサイクルセンターへの直接持込の際の住所確認を始める。 ・8月1日から27年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（2, 443トン） | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、御岳山を除く、し尿くみ取り委託業務契約を1か月3, 940, 471円（税込）に、御岳山は1kg当たり32.64円（税込）に変更する。 |
| 27 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、ガラス、陶磁器のリサイクルセンターへの直接持込による回収を始める。 ・1月、有害ごみのリサイクルセンターへの直接持込による回収を始める。 ・4月4日から28年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（1, 881トン） | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、浄化槽市町村整備推進事業（市設置型浄化槽事業）を開始する。 ・28年3月、浄化槽設置事業補助金交付を終了する。 |
| 28 | <ul style="list-style-type: none"> ・コイン電池の有害ごみとしての回収を始める。 ・11月5～6日、青梅産業観光まつり会場内にてフードドライブを実施する。 ・4月2日から29年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（1, 817トン） | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・29年3月、青梅市一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～平成43年度）を改訂する。 | |
| 29 | <ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル・白色トレイの拠点回収を3月末で終了する。 ・小型家電リサイクル法の認定事業者と協定を締結し、使用済のパソコンおよび小型家電の宅配便を利用した回収を開始する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・6月、青梅市し尿処理場の区域を青梅都市計画汚物処理場として、都市計画決定する。 ・9月、青梅市し尿処理場基幹的設備改良工事に着手する。 <p>※ 工事年度 平成29・30年度 ※ 工事契約金額 594, 000, 000円</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・30年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部 | |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|-----|---|---|
| | を改正する。(廃棄物処理手数料納入通知書の様式をコンビニエンスストア納付に対応したものに改める。平成30年6月1日から施行) | |
| 30 | <ul style="list-style-type: none"> 4月、粗大ごみ自宅回収の委託を開始する。 4月、ガラスを第1・3・5週、陶磁器を第2・4週に戸別収集を開始する。併せて、ペットボトルの戸別収集を週1回 カンの戸別収集を第1・3・5週、ビンの戸別収集を第2・4週に変更する。 <p>・31年2月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(技術管理者となることができる者の学歴要件に、学校教育法にもとづく専門職大学の前期課程を加える。平成31年4月1日から施行)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 31年3月、青梅市し尿処理場の基幹的設備改良工事が完了する。 |
| 令和元 | <ul style="list-style-type: none"> 4月、粗大ごみの「ふれあい収集」を廃止し、委託による「粗大ごみ運び出しサービス」を開始する。 8月、ごみの分別をAIが自動案内する「AIチャットボットによるごみの分別案内」の実証実験を開始する。 2年2月、青梅市リサイクルセンター容器包装プラスチック処理ライン設置工事に着手する。 ※ 工事年度 令和元・2年度 ※ 工事契約金額 148,500,000円 2年3月、市内スーパー5店舗と河辺駅前にて、マイバックキャンペーンとしてエコバックを配布する。 2年3月、令和2年度版ごみ収集カレンダーのページ数拡充(8ページから24ページ)および広告掲載(1枠50,000円、計12枠)を開始する。 | <ul style="list-style-type: none"> 4月、青梅市し尿処理場に、これまでの青梅市、福生市、瑞穂町のし尿に加えて、新たに羽村市のし尿と青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町の浄化槽汚泥の投入を開始する。 10月、御岳山を除く、し尿くみ取り委託業務契約を1か月3,575,000円(税込)に、御岳山は1kg当たり33.25円(税込)に変更する。 2年3月、「浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱」の一部を改正する。 |
| 令和2 | <ul style="list-style-type: none"> 7月、フードドライブの受付を通年に変更する。 8月、AIチャットボットによる粗大ごみ料金の案内を開始する。 3年3月、市内在住の外国人向けにごみ収集に関する情報をまとめたリーフレット「青梅市のごみと資源物の分け方・出し方」を6ヶ国語(英語・タガログ語・ベトナム語・中国語・韓国語・スペイン語)で発行する。 3年3月、リサイクルセンターの容器包装プラスチック処理ライン設置工事が完了する。 <p>・9月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(延滞金および還付または充当加算金の割合の特例にかかる規定を平均貸付割合を引用した規定に改める。令和3年1月1日から施行) ・3年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を</p> | <ul style="list-style-type: none"> 6月、し尿処理施設管理運営懇談会を廃止する。 |

| 年度 | ごみ収集 | し尿収集 |
|-----|--|---|
| | 改正する。(押印にかかる規定を削除する。令和3年4月1日から施行) | |
| 令和3 | <ul style="list-style-type: none"> ・10月、リサイクルセンターの維持管理業務を委託化する。 ・12月、青梅市リサイクルセンター基幹的設備改良工事に着手する。 ※工事年度 令和3・4・5年度 ※工事契約金額 418,000,000円 ・4年3月、青梅市LINE公式アカウントにてごみの分別案内を開始する。 ・4年3月、ごみ収集に関する情報を分かりやすく簡単な言葉でまとめたリーフレット「やさしい日本語版 青梅市のごみと資源物の分け方・出し方」を発行する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月、御岳山地区の収集運搬業務委託契約を、これまでの1kgあたりの単価から、1日あたりの単価に変更する。 |
| 令和4 | <ul style="list-style-type: none"> ・5年3月、市役所・リサイクルセンターにて、使用済みインクカートリッジの無料回収を開始する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・5年3月、「浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱」の一部を改正する。 |

2 一般廃棄物収集・運搬委託の経過

- (1) 燃やごみ・資源ごみ（古紙・繊維類） ※資源ごみは平成10年10月1日から委託
昭和41年10月 1日 直営収集のほか、一部を水村博に委託する。
昭和43年 4月 1日 直営収集のほか、一部を小村品吉に委託する。
昭和44年 4月 1日 直営収集のほか、一部を水村博に委託する。
昭和44年11月17日 水村博への委託分について、築地國雄、小村品吉および水村博の3業者が企業合同し、青梅新興株を設立したことに伴い、同社に委託する。
平成10年10月 1日 ダストボックス収集から戸別収集への移行と、直営収集の廃止および古紙・繊維類の戸別収集開始に伴い、青梅新興株およびスイハン企業株に委託する。
平成16年 4月 1日 青梅新興株およびスイハン企業株に加え、大島商事に委託する。
- (2) 燃やさないごみ・容器包装プラスチックごみ・有害ごみ
※有害ごみは平成10年10月1日から追加
※容器包装プラスチックごみは平成19年4月1日から不燃ごみと分別して収集
昭和40年11月 1日 小村品吉に委託する。
昭和44年 6月 1日 築地國雄に委託する。
昭和44年11月17日 築地國雄、小村品吉および水村博の3業者が企業合同し、青梅新興株を設立したことに伴い、同社に委託する。
平成10年10月 1日 (1)に記載した収集制度への移行と、有害ごみの戸別収集開始に伴い、青梅新興株およびスイハン企業株に委託する。
- (3) 資源ごみ（ビン・カン・ペットボトル・ガラス・陶磁器）
※ペットボトルは平成16年4月1日から委託
平成 5年 7月 1日 スイハン企業株、(有)青梅クリーンリサイクルおよび青梅新興株に委託する。
平成 8年 4月 1日 スイハン企業株、(有)青梅クリーンリサイクル、青梅新興株および奥住運輸(有)に委託する。
平成10年10月 1日 (1)に記載した収集制度の移行に伴い、(有)青梅クリーンリサイクル、奥住運輸(有)、(有)サンクリーン永昌および共同企業株に委託する。
平成23年 4月 1日 ペットボトルと白色トレイの拠点回収を直営から委託に変更する。
平成30年 4月 1日 ペットボトルと白色トレイの拠点回収を廃止する。収集品目にガラスと陶磁器を追加する。
- (4) 粗大ごみ
平成 5年10月 1日 青梅新興株に委託する。
平成 9年 4月 1日 (有)サンクリーン永昌に委託する。
平成10年10月 1日 委託収集を廃止して直営収集とする。
平成30年 4月 1日 直営収集を廃止し、委託収集とする。(ふれあい収集を除く。)
平成31年 4月 1日 直営による「ふれあい収集」を廃止し、委託による「粗大ごみ運び出しサービス」を開始する。
- (5) し尿収集、運搬
昭和26年 4月 1日 築地政一郎に委託する。
昭和30年 7月 1日 築地政一郎および小村品吉に委託する。
昭和32年 4月 1日 築地政一郎委託分について、築地竹次郎に変更する。
昭和36年 4月 1日 築地竹次郎、小村品吉および水村博に委託する。
昭和37年 4月 1日 築地竹次郎委託分について、築地國雄に変更する。

昭和44年11月17日

築地國雄、小村品吉および水村博の3業者が企業合同し、青梅新興株を設立したことに伴い、同社に委託する。

3 一般廃棄物処理業等許可業者および浄化槽清掃許可業者一覧
 (収集・運搬業 45 社)

| 許可番号 | 名 称 | 所 在 地 | 電 話 |
|--------|---------------------|---------------------|--------------|
| 収・運-1 | ス イ ハ ン 企 業 株 | 青梅市今井 3-3-18 | 0428-31-0371 |
| 収・運-2 | (有)青梅クリーンリサイクル | 青梅市今井 3-3-16 | 0428-33-5191 |
| 収・運-4 | 太 誠 産 業 株 | 豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル | 03-3989-0098 |
| 収・運-8 | 松 浦 商 事 株 | 立川市幸町 3-16-1 | 042-535-6001 |
| 収・運-10 | 青 梅 新 興 株 | 青梅市黒沢 1-699 | 0428-74-4281 |
| 収・運-13 | 藤 産 業 株 | 瑞穂町箱根ヶ崎東松原 1-9 | 042-568-7681 |
| 収・運-14 | (有) 鈴 木 商 店 | 青梅市野上町 3-2-20 | 0428-22-3814 |
| 収・運-18 | 三 田 商 会 | 青梅市二俣尾 2-712-4 | 0428-78-8733 |
| 収・運-19 | (有) 吉 崎 商 店 | 青梅市藤橋 3-1-24 | 0428-31-4151 |
| 収・運-23 | 比 留 間 運 送 株 | 武藏村山市中央 2-18-3 | 042-565-1336 |
| 収・運-24 | (有) 力 ワ ス ギ | 埼玉県入間市宮寺 2310-23 | 04-2934-3600 |
| 収・運-25 | 丸 順 商 事 (有) | 羽村市富士見平 2-1-14 | 042-554-2229 |
| 収・運-26 | (有) 磐 野 商 店 | 青梅市師岡町 2-64-2 | 0428-22-0828 |
| 収・運-27 | (株) 大 島 商 事 | 青梅市野上町 3-25-11 | 0428-24-8041 |
| 収・運-31 | (有) サ ン ク リ ー ン 永 昌 | 青梅市勝沼 2-307-1 | 0428-22-8561 |
| 収・運-34 | 奥 住 運 輸 (有) | 青梅市藤橋 3-18-14 | 0428-31-8881 |
| 収・運-36 | (株) 加 藤 商 事 | 狛江市東野川 2-14-2 | 03-3480-5111 |
| 収・運-37 | (株) エ ス ・ イ 一 テ イ | 埼玉県所沢市東所沢和田 2-32-5 | 04-2951-7760 |
| 収・運-39 | (株) ま ご こ ろ 清 掃 社 | 八王子市長房町 126-2 | 042-665-1761 |
| 収・運-40 | (株) 星 光 | 青梅市河辺町 6-20-11 | 0428-24-7305 |
| 収・運-41 | (株) 表 養 樹 園 | 武藏村山市三ツ木 1-20-1 | 042-560-2531 |
| 収・運-44 | 共 同 企 業 株 | 青梅市新町 4-8-7 | 0428-31-3102 |
| 収・運-45 | (有) 小 作 物 产 | 羽村市羽加美 3-5-25 | 042-554-2332 |
| 収・運-51 | (株) 若 林 商 店 | 青梅市新町 7-28-5 | 0428-31-5101 |
| 収・運-52 | (有) 福 瑞 商 会 | 福生市福生 2250-27 | 042-530-6014 |

| 許可番号 | 名 称 | 所 在 地 | 電 話 |
|---------|-------------------------|----------------------------------|--------------|
| 収・運-54 | (株) ア ユ ミ ・ プ ラ ン | 埼玉県所沢市三ヶ島 1-144-3 | 04-2949-7720 |
| 収・運-55 | 金 持 隆 太 郎 | 青梅市畠中 2-247-1 テラスハウス 須崎 2 西南側 | 0428-24-8757 |
| 収・運-60 | 新 日 本 物 流 (株) | 八王子市高倉町 50-16 | 042-557-7931 |
| 収・運-62 | (株) 遠 藤 商 会 | 埼玉県入間市狭山台 3-2-9 | 04-2937-5346 |
| 収・運-65 | 相 模 原 紙 業 (株) | 神奈川県相模原市中央区南橋本 1-18-15 | 042-773-3508 |
| 収・運-68 | (株) ス イ ー ピ ン グ サ ー ビ ス | あきる野市瀬戸岡 360-1 | 042-597-6111 |
| 収・運-71 | (株) ア ク ト ・ エ ア | 神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667 | 046-280-1112 |
| 収・運-72 | 青 南 建 設 (株) | 八王子市檜原町 1271-17 | 042-624-0221 |
| 収・運-73 | (株) 内 藤 ク リ ーン サ ー ビ ス | 羽村市双葉町 2-19-19 | 042-551-7110 |
| 収・運-75 | (有) 古 川 新 興 | 府中市是政 3-65-1 | 042-365-2231 |
| 収・運-83 | カ シ マ サ ー ビ ス (株) | 杉並区高円寺南 2-13-3 | 03-3311-3604 |
| 収・運-84 | (株) エ コ ワ ス プ ラ ン ト | 西多摩郡日の出町平井 22-10 | 042-588-0072 |
| 収・運-87 | (株) ケ イ ミ ツ ク ス | 港区虎ノ門 1-3-1 | 03-3500-5900 |
| 収・運-90 | (株) 東 広 | 西多摩郡瑞穂町大字二本木 651-8 | 042-557-7060 |
| 収・運-94 | (株) ゼ ロ シ ス テ ム ズ | 八王子市長房町 125-1 | 042-669-0900 |
| 収・運-95 | (株) カ タ オ カ | 青梅市東青梅 3-20-5 | 0428-24-5668 |
| 収・運-98 | エ コ 丸 信 (株) | 武藏村山市伊奈平 2-27-5 | 042-520-8881 |
| 収・運-99 | (株) サ ン ・ エ キ ス プ レ ス | 国分寺市並木町 3-7-2 | 042-329-4320 |
| 収・運-101 | (有) ミ ャ マ 商 店 | 羽村市羽東 3-12-8 | 042-558-1801 |
| 収・運-103 | (株) 田 邊 商 店 | 立川市一番町 5-5-1 | 042-520-0075 |

(処分業 2 社)

| 許可番号 | 名 称 | 所 在 地 | 電 話 |
|------|-------------|-----------------|--------------|
| 処分-1 | 青 梅 新 興 (株) | 青梅市黒沢 1-699 | 0428-74-4281 |
| 処分-4 | 青 南 建 設 (株) | 八王子市檜原町 1271-17 | 042-624-0221 |

(淨化槽清掃業1社)

| 許可番号 | 名 称 | 所 在 地 | 電 話 |
|------|-------------|-------------|--------------|
| 淨-1 | 青 梅 新 興 (株) | 青梅市黒沢 1-699 | 0428-74-4281 |

(令和5年3月31日現在)

刊行物資料

ごみ減量・リサイクル通信

広報おうめ掲載記事



ごみ減量・リサイクル通信

～古紙特集号～

発行 青梅市環境部清掃リサイクル課

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1 ☎0428-22-1111

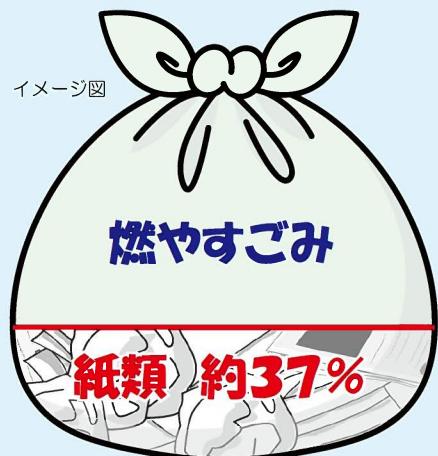
紙類は貴重な資源です！

◎燃やすごみの約37%が紙類です

この古紙特集号では、ご家庭で再利用できる「雑がみ」の分別を促進していただくために、代表的な「雑がみ」の例を紹介します。また、紙類として再資源化できないため、回収できないごみ「禁忌品」についても例を上げて紹介します。「禁忌品」の混入を防ぐことで再利用の際の商品価値が高まり、再生後の「古紙」の品質が高まります。

青梅市の燃やすごみの中に含まれる主な可燃物について見ると、厨芥ごみ（生ごみ、料理くず等）が約17%、木・草が約15%、纖維が約6%、紙類が約37%含まれていることがわかりました（『多摩地域ごみ実態調査 2020（令和2）年度統計』より）。燃やすごみの中に最も多く含まれ、約37%を占める紙類には、資源として再利用できる「雑がみ」が多く含まれています。「雑がみ」とは、新聞・雑誌・ダンボール・紙パック以外の再利用できる様々な紙類のことです。燃やすごみとして排出されている「雑がみ」を減らしていくことが、ごみの減量化につながります。

イメージ図



紙類の行方

1 青梅市で集められた紙類は、資源センターに集められて、手選別により混入している異物（ビニール、プラスチック、禁忌品等）を取り除きます。取材日はダンボールの処理日でした。

（市内で回収されたダンボールの山）



3 ベーラーと呼ばれる大型プレス機を使って、1t程度（1.1m×1.1m×1.8m）の大きさのペールと呼ばれるかたまりに圧縮・梱包していきます。



（◀ベーラーに乗るダンボール）



（ベーラーから出てくるペール▶）

2 不要物がたくさん混入しています。「雑がみ」の処理日には、さらにたくさんの不要物を除去する必要があります。

（集められた不要物）



4 ペール化され商品化された紙類。より不要物が少ないことが、ペールとしての商品価値を高めます。古紙を利用するリサイクル業者などに納められています。



（積み上げられたペール
◀ダンボール
雑がみ▶）



令和3年度 小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール

キャッチフレーズ部門最優秀賞

『ちょっとまって その紙まだまだ 使える資源』

井上 虔次郎 さん（第六小学校）

代表的な雑がみの例および注意点



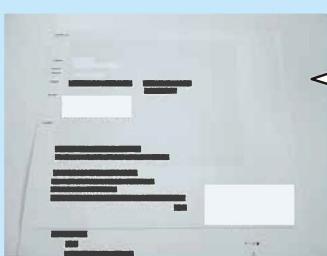
ティッシュの箱はビニールを取って、たたんで出してください。



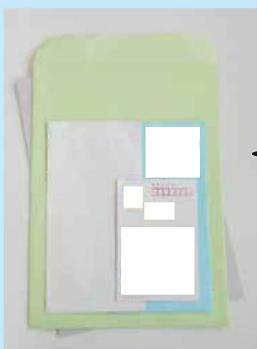
ポスターやちらし類も雑がみです。



プリントも雑がみです。



請求書も個人情報を消して雑がみとして出してください。シュレッターくずとなった紙類も雑がみとして排出できます。



封筒や手紙は雑がみです。出す際は住所などの個人情報は消してください。



お菓子の箱も雑がみです。折りたたんで出してください。



窓付き封筒を出す際は、窓の部分のビニールをはずしてから出してください。



箱も雑がみです。折りたたんで出してください。

雑がみとして出してはいけないもの（禁忌品）



カーボン紙、裏カーボン紙など



銀、アルミでコーティングされた紙



レシートなどの感熱紙



圧着はがき



防水加工などコーティングされたもの



石鹼、洗剤、線香などの臭いのしみこんでいるもの

その他「資源」として出してはいけないもの

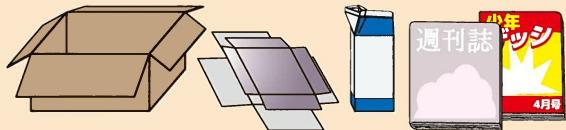
- 食べ物の汚れがついているもの
- ビニールコーティングされているもの
- 油性絵の具でかかれているもの

- 油汚れがついているもの
- 強い粘着物がついているもの
- 特殊加工されているもの
- ぼろぼろに色あせたもの

古紙の売払金

令和2年度、皆様の家庭から市で収集した、新聞、雑誌・雑紙、ダンボールおよび紙パック（以下、「古紙」）は年間約3,300トンで、売払金として約3,400万円の収入がありました。

逆に、古紙を燃やすごみとして捨てると、多くの処理費用が発生します。



古紙は第1水曜日の新聞、第2水曜日の雑誌・雑紙、第3水曜日のダンボールおよび紙パックの日に出しましょう。

資源持ち去り 防止パトロールを 実施しています

市では、新聞紙等の資源物の持ち去り防止のため、定期的にパトロールを行っています。

もし、不審な車を見かけたら、危険のない範囲で、清掃リサイクル課まで、情報を寄せください。

※新聞紙等の持ち去りは「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」第30条の3により禁止されています。



資源ごみの集団回収

令和2年度には2,414,605kgの資源有価物が集団回収実施団体の協力を得て回収されました。特に回収量が多かった品目は、古紙類で全体の約82%です。集められた古紙類は再資源化されています。

市では、集団回収を実施する地域の自治会、こども会、P.T.A等の各団体に、回収量に応じた報償金を交付しています。この報償金は各団体の活動費として役立てられています。同時に、資源有価物の引き取り先である資源回収事業協力者にも回収量に応じ

た助成金を交付し、地域内で資源有価物が引き取られやすい仕組みを守るよう支援しています。

資源有価物はぜひ地域の集団回収に出すようご協力をお願いします。

なお、集団回収の実施日や回収している資源有価物は、各団体で異なりますので、それぞれの団体にご確認ください。



リサイクルできる紙類の分別辞典

| 50音 | 対象品目 | 分 別 | リサイクルできる条件またはリサイクルできない理由 |
|-----|-------------------|-------|--------------------------------------|
| ア行 | アイスのカップ | 燃やすごみ | 特殊加工がしてあるため |
| | アイロンプリント紙（昇華転写紙） | 燃やすごみ | 特殊加工がしてあり、色移りするため |
| | 厚紙 | 資源ごみ | |
| | 圧着はがき | 燃やすごみ | 特殊加工がしてあり、粘着物が再利用に向かないため |
| | 油とり紙 | 燃やすごみ | 特殊加工がしてあるため |
| | アルバム | 資源ごみ | 紙部分（接着用のものを除く） |
| | 色画用紙 | 資源ごみ | |
| | ウェットティッシュ | 燃やすごみ | 水に溶けないため |
| | お菓子の箱 | 資源ごみ | 金・銀の色があるものは燃やすごみ |
| カ行 | 折り紙 | 資源ごみ | 金・銀の色のものは燃やすごみ |
| | カーボン紙 | 燃やすごみ | 特殊加工がしてある紙で、特別なインクが使われているため |
| | 楽譜 | 資源ごみ | |
| | カップ麺の紙製容器 | 燃やすごみ | 特殊加工、防水加工がしてあるため |
| | 壁紙 | 燃やすごみ | 特殊加工がしてあるため |
| | 紙おむつ | 燃やすごみ | 特殊成分が入っているため |
| | 紙コップ | 燃やすごみ | 特殊加工がしてあるため |
| | 紙皿 | 燃やすごみ | 特殊加工がしてあるため |
| | 紙テープ | 燃やすごみ | 特殊加工がしてあり、粘着物が再利用に向かないため |
| | 紙ナプキン | 燃やすごみ | 水に溶けないため |
| | 紙袋 | 資源ごみ | 紙以外の部分は除く |
| | ガムの包装紙 | 燃やすごみ | 銀紙がついているため |
| | 画用紙（水彩絵の具で書かれたもの） | 資源ごみ | 油性絵の具、クレヨン、油性マジックで書かれたものは燃やすごみ |
| | カレンダー（紙でできたもの） | 資源ごみ | 金具、プラスチックは取り除く。ただし、防水加工がしてあるものは燃やすごみ |
| キ行 | 感熱紙 | 燃やすごみ | 特殊加工がしてあるため |
| | キッチンペーパー | 燃やすごみ | 水に溶けないため |
| | 靴箱（購入した靴が入っている箱） | 資源ごみ | |
| | コースター（紙製） | 資源ごみ | 汚れがついているもの、防水加工してあるものは燃やすごみ |
| | コピー用紙 | 資源ごみ | |

リサイクルできる紙類の分別辞典

3頁から

| 50音 | 対象品目 | 分 别 | リサイクルできる条件またはリサイクルできない理由 |
|-----|------------------|-------|---|
| サ行 | 冊子類 | 資源ごみ | 雑誌と一緒に束ねて排出。中のおまけ、袋とじ、CD、化粧品の試供品は外す |
| | 紙管（しかん） | 燃やすごみ | 50cm未満のものは燃やすごみ、50cm以上のものは粗大ごみ |
| | 色紙（しきし） | 資源ごみ | 金・銀箔が入っているものは燃やすごみ |
| | 写真 | 燃やすごみ | 特殊加工がしてあるため |
| | 祝儀袋（慶弔袋） | 資源ごみ | 水引など紙以外のものは取り除く |
| | 障子紙 | 燃やすごみ | 特殊加工がしてあるため |
| | 商品タグ | 燃やすごみ | 特殊加工がしてあるため |
| | スタンプカード | 資源ごみ | |
| | 石鹼の紙箱 | 燃やすごみ | 臭いがついているため。商品にリサイクル可と書いてあっても燃やすごみ |
| | 石鹼の包み紙 | 燃やすごみ | 臭いがついているため。商品にリサイクル可と書いてあっても燃やすごみ |
| | 線香の空き箱 | 燃やすごみ | 臭いがついているため。商品にリサイクル可と書いてあっても燃やすごみ |
| | 洗剤の紙箱 | 燃やすごみ | 臭いがついているため |
| | 卵パック（紙製） | 資源ごみ | |
| | 地図 | 資源ごみ | 特殊加工、防水加工してあるものは除く |
| タ行 | チラシ | 資源ごみ | |
| | ティッシュの箱 | 資源ごみ | ビニール部分は取り除く |
| | トイレットペーパーの芯（白色） | 資源ごみ | |
| | トランプ | 燃やすごみ | 特殊加工がしてあるため |
| | トレーシングペーパー | 燃やすごみ | 紙ではないため |
| | トレーディングカード | 燃やすごみ | 金、銀、アルミ加工、撥水加工してあるものが多いため |
| ナ行 | ノーカーボン紙 | 燃やすごみ | 特殊加工がしてあるため |
| ハ行 | ハードカバーの本 | 資源ごみ | ビニールコーティングしてある部分は燃やすごみ |
| | バインダー（紙製） | 資源ごみ | 金具・プラスチックは取り除く |
| | はがき | 資源ごみ | 切手、宛名シールが貼ってあってもよいが、個人情報は塗りつぶす 写真プリントはがき、圧着はがきは燃やすごみ |
| | 箸袋 | 資源ごみ | 金箔や撥水加工してあるものは燃やすごみ |
| | 発泡紙（薬品による凸凹加工の紙） | 燃やすごみ | 特殊加工がしてあるため |
| | パンフレット | 資源ごみ | |
| | ピザの空き箱 | 燃やすごみ | 汚れ・臭いがついているため |
| | 便箋 | 資源ごみ | 個人情報は塗りつぶす |
| | 封筒 | 資源ごみ | 窓付きのものは窓部分を取り除く 切手、宛名シールが貼ってあってもよいが、個人情報は塗りつぶす |
| | ふすま紙 | 燃やすごみ | 水に溶けにくいため |
| | 付箋 | 資源ごみ | プラスチック製は燃やすごみ |
| | ペーパーフラワー | 燃やすごみ | 様々な粘着物がついているため |
| | 包装紙 | 資源ごみ | 防水加工、特殊加工してあるものは燃やすごみ |
| | ボール紙 | 資源ごみ | |
| マ行 | ポスター | 資源ごみ | 防水加工、特殊加工してあるものは燃やすごみ |
| | ポストカード | 資源ごみ | 金・銀・ビニールコーティングしてあるものは燃やすごみ |
| | マッチの箱 | 燃やすごみ | リンなどの可燃性の媒体が残留している可能性があるため |
| | 名刺 | 資源ごみ | プラスチック製、点字発泡、金箔押しは燃やすごみ |
| | メモ帳 | 資源ごみ | |
| ラ行 | 模造紙 | 資源ごみ | |
| | ラップの芯 | 資源ごみ | |
| ワ行 | レシート | 燃やすごみ | 感熱紙のため |
| | 和紙 | 燃やすごみ | 洋紙とは繊維の長さが異なり、再利用が難しいため |

※資源として排出するときには紙以外の金具やプラスチック部分は取り除いてください。

※ビニールコーティングの見分け方・・・少し割いてみてビニールが出てきたらビニールコーティングされています。

特殊加工の例

- 防水加工してあるもの
- ビニールコーティングしてあるもの
- 金・銀の箔しがしてあるもの
- 水に溶けない加工がしてあるもの
- 汚れがつきにくい加工がしてあるもの
- 凸凹加工してあるもの



ごみ減量・リサイクル通信

発行 青梅市環境部清掃リサイクル課

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1 ☎0428-22-1111

容器包装プラスチックごみのリサイクル



青梅市では、容器包装プラスチックごみは紫色の指定収集袋で収集しております。今回は、分別方法やごみの行方について紹介します。

容器包装プラスチックごみとは、商品の容器や包装として使われていたプラスチックやビニールで、商品を使い終わったあとに不要になったものをいいます。

プラスチック製品すべてが容器包装プラスチックごみとなるわけではありません。

また、ほとんどの容器包装プラスチックには、プラマークが付いていますが、付いていなくても上記に該当するものは容器包装プラスチックごみです。

※汚れが落ちない場合は、燃やすごみとして出してください。容器包装プラスチックごみの例は2ページで紹介します。



プラスチック製容器包装
飲料、酒類、特定調味料用のPETボトルを除く

容器包装プラスチックごみの行方

- 1 容器包装プラスチックごみは、青梅市リサイクルセンターに集められて、「破袋機」で紫色の袋を破き、中身を取り出し、作業ラインに運んでいきます。



破袋機に入れコンベヤで作業ラインに運んでいく

- 2 レジ袋などに入れてから指定収集袋に入れる二重袋となり、中身を取り出すために、再び袋を破く機械に入れる必要があります。



小袋破袋機に二重袋を入れる様子

- 3 中身が広げられた容器包装プラスチックごみは、人の手による選別作業で、混入している異物を取り除きます。



手選別で混入する異物を取り除く

- 4 容器包装プラスチックごみをベーラーと呼ばれる大型プレス機を使って、縦・横・高さが1m程度の大きさ、重さ250kg前後のベールと呼ばれるかたまりに圧縮・梱包していきます。

分別誤りのものが少ないので、ベールとしての価値を高めます。



◆積み上げられた容器包装
プラスチックごみのベール

- 5 右の図は、分別誤りなどとして混入した異物です。汚れている容器包装プラスチック、ペットボトル、容器包装ではない硬質プラスチック類（洗濯ばさみ、おもちゃ等）、ライター、電子タバコ、リチウムイオン電池、電池、カミソリ、刃物類、注射器、注射針等が混入していることもあります。これらは、作業員の怪我や針刺し事故につながったり、発火する恐れもあるため、混入していると大変危険です。



汚れの付着した
プラスチック製包装容器

PET区分の容器

他素材容器包装
(カン・ビン・紙製)

◎青梅市のベールは資源化工場に運ばれてプラスチック製品を作る材料（ペレット）になります。

ペレットは、様々なプラスチック製品になります。



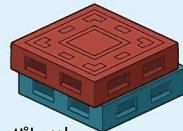
プランター



苗トレー



境界杭



パレット



令和4年度 小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール

キャッチフレーズ部門最優秀賞

『すべてないで みんなでしわけて 未来の資源』

赤池 蓮華 さん（新町小学校5年生）

他の受賞作品も
ご覧いただけます。

容器包装プラスチックごみの例



このマーク
が目印です

ボトル類



シャンプー・リンス

ラベル・キャップ



ペットボトルなどの
ラベル・キャップ

パック類



卵パック



弁当の容器

その他



チューブ類



白色・色柄トレイ類



カップ類



容器



袋類



薬のシート

容器包装プラスチックごみの出し方

- ①汚れているものは、水ですすぎ、
乾かしてから出してください。



汚れている状態



洗った後
(多少の油は可)

- ②レジ袋などに入れてから、指定収集袋に入れると二重袋となり、破袋機で袋が破れないことがあり、袋を手作業で選別する時の効率が悪くなるので、そのまま指定収集袋に入れてください。



容器包装プラスチックごみの出し方Q&A（よくある質問）

- Q 汚れはどのくらい落ちていればよいですか？
A 水でさっと洗い、目で見て汚れがわからないくらいで大丈夫です。



- Q マヨネーズやケチャップ、歯磨き粉のチューブ容器など、汚れが落ちにくいものはどうすればいいですか？

- A 中身を使い切って、水でさっと洗うなど、目で見て汚れが残っているなければ、容器包装プラスチックごみとして出してください。

半分に切ると洗いやすくなります。汚れの落ちにくいものや、洗いにくいものは、燃やすごみとして出してください。

- Q スナック菓子やお茶の袋で、内側がアルミコーティングされているプラスチック製の袋はどうすればいいですか？

- A 水でさっと洗うなどして、容器包装プラスチックごみとして出してください。



- Q 発泡スチロールの箱は、どうすればいいですか？

- A 大きいものは割るなどして容器包装プラスチックごみとして出してください。

汚れがとれないものは、燃やすごみとして出してください。50cm以上のものは粗大ごみとなります。

- Q トレイなどのプラスチック容器に貼られている値札シール等ははがす必要がありますか？

- A 簡単にはがれるものは、はがしてください。はがれにくいものは、付いたままでも問題ありません。



- Q スーパーなどで生鮮食品を包んでいるラップは、どうすればいいですか？

- A 商品を包んでいるラップ（商品の包装として使われていたもの）は、洗ってから容器包装プラスチックごみとして出してください。

なお、洗うのが困難な場合は燃やすごみとして出してください。

一方、家庭で使うラップ（商品として購入したもの）は、材質は同じでも、容器包装ではないので、燃やすごみとして出してください。

粗大ごみ運び出しサービスの対象要件拡充について

粗大ごみをその世帯だけで収集可能な場所に運び出すことが困難な場合は、「粗大ごみ運び出しサービス」をご利用いただけます。対象要件を令和5年4月1日から拡充いたしますのでご活用ください。

★対象世帯：

- 世帯全員（中学生以下の子どもを除く）が次のいずれかに該当する世帯
- ①6歳以上の方
- ②身体障害者手帳をお持ちの方
- ③愛の手帳をお持ちの方（拡充）
- ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（拡充）
- ⑤要介護認定を受けている方
- ⑥妊婦の方

★利用回数等：1回10品以下で年度2回まで

★費用：無料（ただし、粗大ごみの処理手数料は有料です。）

★申し込み等：

事前調査や立会いが必要となりますので、粗大ごみ専用受付電話（☎0428-23-5805）にて申し込み時にご相談ください。

※なお、上記対象に当てはまらない場合、「青梅市シルバー人材センター」にて、有料の運び出しサービスもございます。（詳細は☎0428-24-8171へ）

粗大ごみ受付時間について

①直接持込できる日時

月曜日～金曜日、日曜日

（祝日、年末年始は除く。）

午前9時～午後4時

②自宅回収

事前予約制、電話予約のみとなります
(粗大ごみ専用受付電話番号)

☎0428-23-5805

電話受付日時

月曜日～金曜日

（祝日、年末年始は除く。）

午前9時～午後5時

ごみの排出は午前8時までに お願いします。

収集時間は、ごみの排出量、道路状況等により変わってきます。
必ず午前8時までに出してください。

ごみの種別によって収集業者が異なります。

このため、同じ日に種別の異なるごみ（下表参照）を排出される場合は、収集される時間が異なりますので、ご承知おきください。

| 種別 | ごみの種類 |
|-----------------|-------------------------------------|
| 燃やすごみ グループ | 燃やすごみ、新聞・折込チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維類 |
| 燃やさないごみ グループ | 燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、有害ごみ |
| 資源物 グループ | ペットボトル、ビン、カン、ガラス、陶磁器 |

ごみ収集カレンダーを リニューアルしました！

毎年作成・配付している「青梅市ごみ収集カレンダー」を、令和5年度版より「資源物・ごみ収集カレンダー」としてリニューアルいたしました。写真やイラストを使って見やすく、簡潔でわかりやすい内容となっていますので、ごみの出し方、分別の際にぜひご利用ください。

なお、「令和5年度版 資源物・ごみ収集カレンダー」は3月22日(水)までに各家庭のポストへ投函いたします。22日を過ぎてもカレンダーが届かない場合は、清掃リサイクル課へご連絡ください。また、市民センターでも当該地区用のカレンダーを受け取ることができますので、ご利用ください。

*事業所へは配付をしておりませんので、必要な場合は清掃リサイクル課窓口もしくは市民センターにてお受け取りください。



市ホームページにも
各地区的カレンダー
を掲載しております。
あわせてご覧ください。

使用済みインクカートリッジの回収について

青梅市では、ごみのさらなる減量と資源化を図るため、ジット株式会社による、ご家庭で使用済みとなったインクカートリッジの回収を始めます。

回収されたインクカートリッジは、新たにリサイクルカートリッジとして再利用されますので、ぜひご利用ください。

【ご利用方法】

ご家庭で使用済みとなったインクカートリッジを回収ボックスの設置場所までお持ち込みください。

【回収ボックスの設置場所】

- 青梅市役所本庁舎1階正面玄関に入った近辺
(公衆電話の横)
- 青梅市役所本庁舎5階清掃リサイクル課窓口
- リサイクルセンター



【回収後のゆくえ】

回収後は、ジット株式会社が設立した『NPO法人ジット会たいよう』（山梨県にある障がい福祉サービス事業所）で洗浄、インク充填を行い、リサイクルカートリッジに生まれ変わります。

なお、回収したもののうち、破損や廃番で再利用できないインクカートリッジは、プラスチック資源としてリサイクルされます。

青梅市のごみ処理費用は?

令和3年度 ごみ処理経費(歳出)の内訳

令和3年度ごみ処理
経費(歳入)

○ごみ処理手数料(指定収集袋手数料)

4億8,021万円

2億8,130万円

- 東京たま広域資源循環組合(最終処分場)負担金
2億6,497万円
- 有害ごみ対策経費
1,633万円

13億6,405万円

- 西多摩衛生組合(焼却施設)負担金
9億2,145万円
- リサイクルセンター管理・施設整備経費等
(燃やさないごみや容器包装プラスチックごみの選別処理など)
4億4,260万円

最終処分
9.9%

中間処理
48.1%

収集・運搬等
42.0%

11億8,913万円

- 収集・運搬委託料等
10億3,892万円
- 廃棄物対策費(資源回収、ごみ収集力レンダー、施設見学会、ごみ情報誌発行等のごみ減量対策費など)
1億5,021万円

合計 28億3,448万円

令和3年度の青梅市におけるごみ処理経費は28億3,448万円かかっており、一般会計(歳出)に占める割合は4.8%です。

**市民1人あたり年間
21,597円**

**1世帯あたり年間
44,160円**

**ごみ1kgあたりの経費
76円**

集団回収はごみの減量や資源の有効利用に大きく役立っています。

集団回収は、ごみの減量や資源の有効利用を推進し、地域コミュニティづくりや物を大切にする心を育てるにも役立っています。

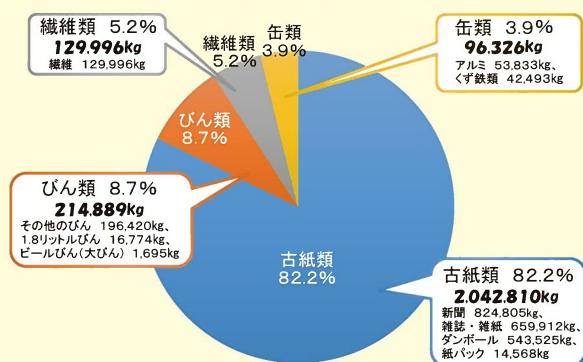
令和3年度には2,484tの資源物が集団回収実施団体の協力を得て回収されました。特に回収量が多かった品目は、古紙類で全体の82.2%です。続いて、びん類が8.7%、繊維類が5.2%、缶類が3.9%でした。古紙類を中心に回収が盛んで、資源回収業者を経て、それぞれの資源物ごとに再資源化工場に引き渡され、再資源化されています。

地域の自治会、こども会、PTA等の各団体が集団回収で集めたもののうち、市場価格が下がっていることにより、値段が付かない資源物が出ているため、青梅市から回収量に応じた報償金を交付しています。この報償金は各団体の活動費として役立てられています。報償金の単価は右表のとおりです。同時に、資源物を回収する資源回収業者にも回収量に応じた助成金を交付し、地域内で資源物が引き取られやすい仕組みを守るよう支援しています。

資源物はぜひ地域の集団回収に出すようご協力をお願いします。

なお、集団回収の実施日や回収している資源物は、各団体で異なりますので、それぞれの団体にご確認ください。

資源再利用実施団体奨励報償金対象品目回収量



令和5年度の登録申請について

報償金を申請するためには、毎年度登録が必要です。令和4年度に登録していた団体、令和5年度から新規に登録を希望する団体は登録申請をお願いします。

集団回収を始めた場合、営利を目的としない、10人以上の住民が集まって団体を作ることができます。集める品目、持ち寄る場所、回収業者、回数、代表者、取引口座等を決めて、清掃リサイクル課に団体登録申請書を提出してください。詳しくは清掃リサイクル課へお問い合わせください。



| 品目 | 単価 (1kg当たり) |
|------------|----------------|
| 新聞 | 9円 |
| 雑誌・雑紙 | 13円 |
| 紙パック | 13円 |
| ダンボール | 11円 |
| 繊維類 | 11円 |
| くず鉄類 | 8円 |
| アルミ | 20円 |
| 1.8Lびん | 16円 |
| ビールびん(大びん) | 16円 |
| その他のびん | 15円 |

青梅市資源回収事業協力者を受け付けています

市では、市内の各種団体の集団回収で集められた「古紙・缶・びん類」など資源有価物を回収していただく資源回収業者に対し、品目により事業協力助成金を交付しています。ご協力いただける事業者はご登録をお願いします。

登録資格：市内に事業所または営業所がある資源回収業者

登録受付期間：随時

※4月から回収を行いたい業者は3月中に届け出をしてください。

登録方法：清掃リサイクル課(市役所5階)で配布する「青梅市資源回収事業協力業者登録届出書」に必要事項を記入し、清掃リサイクル課へ提出してください。

※届出書は市ホームページからダウンロードできます。

※届け出は毎年度必要です。



広報おうめ掲載記事

| 発 行 日 | 掲 載 内 容 |
|---------------------------------------|---|
| 令和 4年 4月 1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ袋の減免 ・資源再利用実施団体奨励報償金の交付 ・西多摩衛生組合で可燃ごみの広域支援を行います ・青梅市リサイクル推進協力店募集 ・粗大ごみの出し方 |
| 令和 4年 4月 15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・せん定枝の持ち込みとチップの無料配付 ・家庭から出るごみの70%以上が燃やすごみ！燃やすごみの減量にご協力を |
| 令和 4年 5月 15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所から排出されるごみの取り扱い |
| 令和 4年 6月 1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量・リサイクル推進週間 ・西多摩衛生組合 令和3年度ダイオキシン類測定結果 |
| 令和 4年 6月 15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみのこまめな排出をお願いします |
| 令和 4年 7月 1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども用・成人用おむつの無料収集 ・ごみの最終処分 |
| 令和 4年 7月 15日 特集ページ(1ページ) & 掲載記事 | <ul style="list-style-type: none"> ・多摩川1万人の清掃大会～今年は縮小して実施します～ ・ごみ収集作業員のマスク着用 ・フードドライブを通年で実施します ・ごみの減量や資源の有効活用にご協力ください ・作ってみよう！ポスター&キャッチフレーズ小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール ・生ごみみたい肥化講習会 ・ペットボトルの排出方法 ・バーベキューごみは持ち帰りましょう |
| 令和 4年 8月 1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ等の不法投棄への自衛策にご協力を ・家電4品目の収集は販売店等へ ・粗大ごみの出し方 |
| 令和 4年 8月 15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・資源物は地域の集団回収へ ・びん、かん、陶磁器、ガラス、ペットボトルの出し方 |
| 令和 4年 9月 15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルショップをご利用ください ・暮らしにお役立てください～高齢者の皆さんへの各種事業等～ |
| 令和 4年 10月 1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・3R推進月間・食品ロス削減月間 ・正しいごみの排出を！ |

| 発行日 | 掲載内容 |
|--------------------------|---|
| 令和4年10月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・青梅市ごみ収集カレンダーに広告を掲載しませんか ・粗大ごみ運び出しサービス ・雑がみ収集袋の配布 ・外国語版およびやさしい日本語版「ごみと資源物の分け方・出し方」の配布 |
| 令和4年11月1日 特集ページ(1ページ) | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量や資源の有効活用にご協力ください ・小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進ポスター&キャッチフレーズコンクール入賞者発表 ・せん定枝の持ち込みとチップの無料配布 ・リサイクルセンターで無料回収しているもの ・ごみの分別にお困りの方へ |
| 令和4年12月1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・年内の粗大ごみの処理はお早めに |
| 令和4年12月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始のくらしのガイド 年末年始のごみの収集等 ・新聞紙・雑誌等の持ち去り防止にご協力を |
| 令和5年1月1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設見学とつるつる温泉めぐり ・傍聴にお出かけください 青梅市廃棄物減量等推進審議会 ・家庭で不要になったパソコンの無料回収 ・外食時の食品ロスを減らそう |
| 令和5年1月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・雑誌・雑紙の回収と再利用にご協力を！ |
| 令和5年2月1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルショップをご利用ください ・資源回収団体説明会 |
| 令和5年3月1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・資源物・ごみ収集カレンダーを配布します ・青梅市資源回収事業協力業者の登録を受け付けます ・引っ越しのごみの排出は計画的に |
| 令和5年3月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年施政方針概要 ・浄化槽清掃費の一部を補助します ・音声版・点字版 「資源物・ごみ収集カレンダー」を配布します ・粗大ごみ運び出しサービスの対象要件の拡充をします |

6月15日号

ごみのこまめな排出をお願いします

毎年夏ごろになると、各家庭からビン・カン・ペットボトルなどの飲料のごみが大量に排出されます。戸別収集では、ごみの量が大量になると収集全体に影響が出るため、排出する回収しますので、袋には入

毎年夏ごろになると、各際はため込みこまめな排出をお願いします。

また、排出する際は中を洗い、バケツや箱などの容器に入れて排出してください。容器の中のごみだけを回収しますので、袋には入



れないでください。
ペットボトルは、なるべくつぶして排出するよう協力をお願いします。
問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

7月15日号

多摩川1万人の清掃大会 ～今年は縮小して実施します～

新型コロナウイルス感染状況を考慮し、会場や参加人数を縮小して実施します。清掃は、地元自治会、環境美化委員連合会とともに行います。

日時 8月7日（日）午前8時～9時

※雨天中止

会場 爪の淵公園

後援 多摩川流域協議会

問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

ごみ収集作業員のマスク着用

気温が高くなる季節を迎え、炎天下で作業を行っていく作業員の熱中症リスクが高まっています。

環境省や厚生労働省の注意喚起に基づき、熱中症予防の観点から作業員は状況に応じ、マスクを外してごみ収集作業を行います。

また、こまめな水分補給や周囲の方との身体的距離を確保したうえで、適宜マスクを外して休憩する場合がありますので、ご理解をお願いします。詳細は、市ホームページ（記事ID…34219）参照

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

7月1日号

子ども用・成人用おむつの無料収集

「燃やすごみ」の日に、家庭から出る子ども用・成人用おむつを無料で戸別収集しています。汚物は取り除き、透明または半透明の袋に入れて排出してください。

なお、ペット用おむつは、指定収集袋（緑色のごみ袋）に入れて排出してください。

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

ごみの最終処分

多摩地域25市1町のごみは、清掃工場で焼却。破碎処理後、日の出町にある二ツ塙処分場で最終処分をしています。

二ツ塙処分場は、多摩地域全体のごみの最終処理問題を解決するため、日々の出町の方々の理解を得て設置されました。

現在も、処分場維持のため、日の出町から多くの協力を得ています。

ごみを排出する際は、



ごみの中に有毒な物質が混入しないよう、分別のいします。

問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

フードドライブを通年で実施します

フードドライブとは、家庭で消費しきれない食べ物を持ち寄り、集められた食べ物をフードバンク等に寄付する活動です。

市では、食料資源を有効活用し食品ロスを減らす取り組みとして通年で実施しています。家庭での食品ロスを減らす取り組みにぜひご協力ください。

受付日時 月～金曜日の午前8時30分～午後5時

※祝日、年末年始を除く

受付場所 清掃リサイクル課（市役所5階）

対象食品 缶詰（肉、魚、野菜など）、インスタント食品、レトルト食品、嗜好品（インスタントコー

ヒーなど）、乳幼児食品、調味料、お菓子など

※いずれも冷凍・冷蔵食品を除く

食品の条件 次のすべての条件を満たすもの

未開封で包装や外装が破損していないもの▷賞味期限が明記されており、それが1か月以上あるもの

▷びん詰めの食品ではないもの▷包装や外装を他のものに移し替えていないもの▷生鮮食品以外のもの

▷寄付先が限定されるもの（介護用食品など）

注意事項 受け取りの際に、種類や条件等を確認します▷食品の種類や状態によっては、お持ち帰りいただく場合があります。

問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

粗大ごみの出し方

☆粗大ごみとは

目安として1辺の長さが

50cm以上（ガラス・陶磁器

は30cm以上）の一般家庭

（事業所からのものは除く）

から排出される大型ごみで

す。※処理手数料がかかります。

直接持ち込み

（予約不要）

青梅市リサイクルセン

タ（新町6-9-1）へ

持ち込みできます。

持ち込みできる日時

月曜日、日曜日、午前9時～午後4時

※祝日、年末年始を除く

※搬入状況によりお待ち

いいただく場合があります（特に月～金曜日の午前11時30分～午後1時30分、日曜日は混雑します）

お支払いください。

粗大ごみ専用受付電話

（予約制）

23-5805へお申し込みください。

※電話番号を間違えないようご注意ください。

※収集まで6日程度かかりますので、早めにご連絡ください。

▽収集当日は、収集車両に積めるように道路際まで品物を出してください。収集時の立ち会いは不要です。

▽せん定枝は太さ10cm以下、長さ1m以下で、必ず束ねてください。枯れたもの、草、落ち葉、つるは収集できません。

▽65歳以上の方のみ・障がい者のみ等で居住し、身近に手伝う親族等がいない世帯で、自分で粗大ごみを屋外へ運び出すことが困難な場合は、屋内がら運び出して収集する制度がありますので、申し込み時にご相談ください。

▽その他 生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当愛給世帯は、処理手数料が免除になります。直接持ち込みの場合は、受付時に証書を提示してください。自宅回収の場合には、申し込み時にお申し出ください。▽建築資材、タイヤ、コンクリート、テレビ、パソコン等、収集できないものがあります。

▽処理手数料は、収集時にポストへ投函する納付書でお支払いください。収集時に現金で支払うことはできません。

▽品名・大きさ（寸法）・数量を伺います。

▽収集日 月～金曜日（祝日を含む）

▽※年末年始を除く

▽品物には、粗大ごみ・品名・受付番号（予約時にお伝えします）を書いた紙を貼ってください。（図参照）

粗大ごみタンス
123456

問い合わせ 清掃リサイクル課収集指導係

8月15日号

資源物は地域の集団回収へ

地域の自治会、PTA等の各団体が集団回収を行っています。集団回収はごみの減量や資源の有効利用を推進し、コミュニケーションづくりや物を大切にする心を育てるにも役立っています。また、資源再利用推進金交付団体に登録後集団回収を実施した各団体へ回ります。集団回収の実施

報償金単価

| 品目 | 単価(1kg当たり) |
|------------|------------|
| 新聞 | 9円 |
| 雑誌・雑紙 | 13円 |
| 紙パック | 13円 |
| ダンボール | 11円 |
| 繊維類 | 11円 |
| くず鉄類 | 8円 |
| アルミ | 20円 |
| 1.8lびん | 16円 |
| ビールびん(大びん) | 16円 |
| その他のびん | 15円 |

日々回収する資源物は各団体で異なりますので、各団体へ確認ください。新たに集団回収を行いたい団体は、一定の条件を満たせば行うことができますので、お問い合わせください。

問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

びん、かん、陶磁器、ガラス、ペットボトルの出し方

びん、かん、陶磁器、ガラス、ペットボトルを出すときは、下記表を確認してください。
地域の資源回収に出すことができるものは、地域の資源回収に出すようご協力をお願いします。

排出時の注意事項

▽パケツ、かご、箱などの容器に入れて出してください。（袋では出せません）

▽※品目ごとに別の容器に入れてください。

▽割れたガラスは、透明または半透明の袋に入れてから容器に入れてください。

▽びん、かん、ペットボトルは、中を軽くすいでください。

▽びん、かん、ペットボトルの中には、たばこの吸い殻などの異物を絶対に入れないでください。

▽ペットボトルは、キャップとラベルを外し、なるべくつぶしてください。

問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

| 種類 | 対象となるもの | 対象とならないもの |
|--------|---|--|
| びん | 飲料・食品・化粧品・飲み薬のびん | ▽汚れの取れないびん…燃やさないごみへ △ガラス製のコップ、グラス等…ガラスへ |
| かん | 飲料用のスチール缶・アルミニ缶・アルミボトル、食品・缶詰の缶、食用油の缶 | △スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ…有害ごみへ △飲料・食品用以外の缶、塗料の缶…燃やさないごみへ △一斗缶…粗大ごみへ |
| 陶磁器 | 茶わん、植木鉢、土鍋、土瓶、急須 ※一辺の長さが30cmを超えるものは粗大ごみへ | △七輪…燃やさないごみへ △レンガ、瓦、タイル…販売店または専門業者へ処分を依頼してください。 |
| ガラス | ガラス製のコップ・グラス・皿・花瓶・灰皿・風鈴、板ガラス ※一辺の長さが30cmを超えるものは粗大ごみへ | △網入りガラス、合わせガラス、金属などの異素材が付随しているガラス…燃やさないごみへ |
| ペットボトル | マークがある容器（ジュースやコーヒーなど飲料用の容器、日本酒や料理酒など酒類の容器、しょうゆ・食酢・ノンオイルドレッシングの容器など） | △マークがない容器（食用油、ソースなど油脂を含むもの、香辛料が強い容器など、洗剤やシャンプーなどの非食品容器）…中をすりついで容器包装プラスチックごみへ |

9月15日号

リサイクルショップをご利用ください
は、リサイクルセンターに運び込まれた、まだ使えそうな物を修理し、低価格で販売しています。主に自転車、タンス、テーブル、椅子、衣装ケースなどを展示していますが、そ

リサイクルショップでの時によって変わりますので、ぜひ足を運んでみてください。
また、大きな家具等、購入した商品の配達サービス（有料）もあります。

運営（公社）青梅市シルバー人材センター
※リサイクルショップは、リサイクルセンター施設内にあります。出入り口、駐車場が違いますので、ご注意ください。
問い合わせ リサイクル
ショッピング
32・5374

10月1日号

3R推進月間・食品ロス削減月間

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

★4Rに取り組んでみましょう！

- 市では3つのRに1つプラスした「4R」を推進しています。
 - ▷リフューズ（Refuse）…レジ袋等不要なものは断る
 - ▷リデュース（Reduce）…買い物は必要なものに留めごみを減らす
 - ▷リユース（Reuse）…詰め替え用など繰り返し使える商品を選ぶ
 - ▷リサイクル（Recycle）…ごみとして捨てず資源として再利用する
- ★食品ロスを減らしましょう！
- ▷買い物の際は、すぐに使用する商品は陳列順に購入しましょう。
 - ▷調理のときは、食べる分だけ作るようにしましょう。
 - ▷飲食店で食事をするときは、食べきれる量だけ注文しましょう。
 - ▷食品が余ったときは、フードドライブ等に寄付する活動を活用しましょう！（詳細は2次元コードを参照）

○消費生活講座「家計もお得に！おいしく食べきり食品ロス削減」

日時 10月24日（月）午後2時～3時30分

会場 市役所2階204会議室

定員 先着40人（予約制）

講師 料理研究家 行長万里氏

申し込み 3日から電話または直接市民安全課市民相談係へ

暮らしにお役立てください

～高齢者の皆さんへの各種事業等～

☆清掃リサイクル課のサービス

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

| | |
|------------|---|
| 指定収集袋の減免 | ごみ袋引換券を交付します。 ※過去に一度も交付がない場合は要申請。 対象 世帯全員が65歳以上で、市民税非課税世帯 |
| おむつごみの無料収集 | 汚物は取り除き、「燃やすごみ」の収集日に透明または半透明の袋に入れて排出してください。 |

正しいごみの排出を！

問 清掃リサイクル課清掃係、リサイクルセンター

市内で排出されたごみ処理の際に、内部に混入した電子タバコやモバイルバッテリーなどの充電池が発火する事案や、インスリン注射針等により、選別作業員が負傷する事案が発生しています。ごみを排出する際は、下表のとおり分別するようお願いします。



△燃えた電子タバコ

| 区分 | 排出方法 |
|-------|--|
| 電子タバコ | ①「有害ごみ」として、透明または半透明の袋に入れて排出 ②回収協力店へ持ち込み |
| 充電池 | ①回収協力店（2次元コード参照） への持ち込み ②専門業者への処理依頼 |
| 注射針 | 専用の患者用保管容器に入れて医療機関、調剤薬局等またはかかりつけ医に問い合わせ |

青梅市ごみ収集カレンダーに広告を掲載しませんか

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係



毎年全戸配布しているごみの収集日等を掲載した「青梅市ごみ収集カレンダー」(令和5年4月～翌年3月)に広告欄を設けます。広告掲載を希望する企業、事業所、自営業者の皆さんには、ぜひお申し込みください。

規格 カレンダー…A4サイズ、広告…縦3cm×横13cm (JPEG形式)

作成部数 7万1千部 (予定)

掲載料 1枠5万円

募集枠数 先着12枠

注意事項 掲載位置の指定は不可
▷同一広告主の広告は1枠までとし、空きがある場合に限り2枠以上掲載可

申し込み 10月20日～11月18日に市ホームページから広告掲載申込書をダウンロードし、必要

事項を記入のうえ、広告図案を添えて電子メール

@div1315@city.ome.lg.jp

または直接清掃リサイクル課(市役所5階)へ

※メールの件名は「青梅市ごみ収集カレンダー広告掲載応募」としてください。



雑がみ収集袋の配布

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

燃やすごみに含まれる雑がみを資源ごみとして出し、分別を習慣化してもらえるよう、雑がみを保管する際に使用する雑がみ収集袋を希望者に無料配布します。

配布開始日 10月18日(火)

※無くなり次第終了(ひとり2枚まで)

配布場所 清掃リサイクル課(市役所5階)、リサイクルセンター粗大ごみ持ち込み受付(新町6-9-1)、各市民センター



粗大ごみ運び出しサービス

収集場所へ運び出すことが困難な場合に、屋内から粗大ごみを運び出すサービスを実施しています。

対象世帯 中学生以下の子どもを除く、世帯員全員が次のいずれかに該当し、身近に協力者(親族等)のいない世帯

▷65歳以上の方

▷身体障害者手帳をお持ちの方

▷要介護認定を受けている方

▷妊娠中の方

▷利用回数 1回10品以下で年度

2回まで

※粗大ごみの処理手数料は通常通りかかります。

注意点

▷運び出しを行う前に事前確認

のため、自宅を訪問します。

▷事前確認および運び出しの際は、必ず立ち会いが必要です。

▷出入り口から出せない物、解体作業等が必要なもの、市が収集処理できないものは対象外です。

▷申し込みから運び出し実施までに時間がかかりますので、早めにご相談ください。

▷粗大ごみを運び出せるよう、通路の確保等の準備をお願いします。

▷申し込み 粗大ごみ専用受付電話

☎ 23-5805

※粗大ごみ戸別収集の申し込みの際にご相談ください。

外国語版およびやさしい日本語版

「ごみと資源物の分け方・出し方」の配布

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

市内在住の外国人の方向けに、ごみ収集の情報をまとめたリーフレット「外国語版青梅市のごみと資源物の分け方・出し方」を配布しています。作成言語は、英語・タガログ語・ベトナム語・中国語(簡体字)・韓国語・スペイン語です。

また、ごみの分別をやさしい日本語で説明し、漢字にふりがなを付けたリーフレット「やさしい日本語版 ごみと資源物の分け方・出し方」も作成しました。

どちらも清掃リサイクル課窓口で配布(市ホームページからダウンロード可)しています。



△やさしい日本語



△外国語



△やさしい日本語版リーフレット

ごみの減量や資源の有効活用にご協力ください



すべてないで みんなでしわけて 未来の資源

令和4年度小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進キャッチフレーズコンクール最優秀賞

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進ポスター＆キャッチフレーズコンクール入賞者発表（敬称略）

市内在住の小学生を対象に募集を行い、ポスター部門49点、キャッチフレーズ部門120点の応募がありました。入賞者は次のとおりです。入賞した作品は、市ホームページや市役所1階に掲示しています。

◎ポスター部門

小学4年生の部

(金賞) 門間皓平 若草小

(銀賞) 大田賀巳 藤橋小

(銅賞) 水村 雅 三小

小学5年生の部

(金賞) 飯口優里 吹上小

(銀賞) 大在家真結菜 霞台小

(銅賞) 森田いち花 霞台小

小学6年生の部

(金賞) 藤野睦美 四小

(銀賞) 鶴巻実桜 吹上小

(銅賞) 古谷玲乃 四小

◎キャッチフレーズ部門

(最優秀賞) 赤池蓮華 新町小

(優秀賞) 山下海琴 河辺小

(優秀賞) 中野桧児 二小



リサイクルセンターで無料回収しているもの

持ち込みできる日時 月～金曜日、日曜日（祝日、年末年始を除く）の午前9時～午後4時

持ち込みできるもの

◆有害ごみ

乾電池、コイン電池（ボタン電池は除く）、蛍光管、電球、水銀体温計、スプレー缶（消火器は除く）、カセットコンロ用ガスボンベ、煙式殺虫剤の容器（金属製）、ライター、電子タバコ

※中身の残っているライター、スプレー缶等は、火災や爆発のおそれがあるため、なるべく使い切ってから出してください。また、穴は開けないでください。

◆魔食油

サラダ油、オリーブ油、菜種油、大豆油、ごま油、紅花油、米油等

※やし油、バーム油、動物性油、機械油、灯油等は回収できません。

※天かすなどの固形物は紙などでこし、取り除いてください。

◆ガラス・陶磁器

コップ、ガラス食器、茶わん、土鍋、植木鉢（土は落としてください）等

※びんは、持ち込みできません。収集日に出してください。

※割れたものも持ち込み可

※瓦や網入りガラス等の特殊なものは回収できません。

※大きさが30cmを超えるものは粗大ごみとなります。処理手数料をお支払いください。

◆使用済み小型家電

携帯電話（スマートフォン、PHS等）、電子端末（タブレット端末等）等

※回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に入る製品が対象

※パソコンの持ち込み不可

※使用済み小型家電の回収ボックスは、市役所、市民センター、住友金属鉱山アリーナ青梅等に設置されています。

持ち込み方法等 粗大ごみ受付にて住所確認をした後、それぞれ専用の箱やタンク等に入れてください。

※自宅から持ち込む際に使用した袋や箱等は、お持ち帰りください。

※事業で使用したものは不可

問 リサイクルセンター☎31-0540

ごみの分別にお困りの方へ

ごみの分別でお困りの方に向けて市ホームページに50音順ごみ分別一覧を掲載しています。また、いつでもごみの分別方法についての確認ができる「AIチャットボットによるごみの分別案内」や「市公式LINEアカウント」もご利用ください。



△50音順ごみ分別一覧
AIチャットボット



△市公式LINEアカウント

年内の粗大ごみの処理はお早めに

問 清掃リサイクル課収集指導係

粗大ごみの年内処理を希望する方は、早めの申し込み、持ち込みをお願いします。
※月～金曜日の午前11時30分～午後1時30分、日曜日のリサイクルセンターへの持ち込みは、大変混雑が予想されます。

☆自宅回収 申し込み専用電話☎23-5805

受付日時 月～金曜日 午前9時～午後5時

収集日 月～金曜日（祝日可）

※12月29日～1月3日を除く

☆リサイクルセンターへの個人持ち込み

日時 月～金曜日、日曜日 午前9時～午後4時

※土曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く
※住所が確認できるものをお持ちください。

☆いざれも

生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者は粗大ごみの処理手数料が免除されます（要申告）。

※持ち込みの場合には、受け付け時に証明書が必要です。

粗大ごみ等の不法投棄について

不法投棄は犯罪であり、法律によって処罰されます。

市では、不法投棄への対策として、環境美化委員や青梅警察署の協力により随時パトロールを行うほか、不法投棄の防止を呼び掛ける看板等を設置していますが、依然としてなくなりません。不法投棄されたごみの処分は、土地所有者へお願いしています。土地所有者の皆さんは、捨てられないよう自衛策にご協力ください。

12月15日号

年末年始のくらしのガイド

市役所等が休業となる日程は、次のとおりです。例年、年末年始は窓口が混雑します。特に、1月4日～6日にかけて混雑が予想されます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、この日程を避けて来庁するよう、ご協力をお願いします。

年末年始のごみの収集等

ごみの焼却は、都条例等により原則として禁止されています。年末の片づけ等で出たごみは、燃やさずに市の収集に出てください。

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係・収集指導係

| 種類 | 収集や申し込みの期限 |
|--|---|
| 燃やすごみ 燃やさないごみ 容器包装プラスチックごみ 資源ごみ 有害ごみ | ▷「令和4年度版青梅市ごみ収集カレンダー」とおり収集します。 ▷お住まいの地区によっては、12月29日、30日に燃やすごみの特別収集を行います。 |
| 粗大ごみ せん定枝 | ▷月～金曜日の午前9時～午後5時に専用電話☎23-5805（かけ間違いにご注意ください）へ申し込んでください。 ▷年末は大変混み合うため、年内の収集を希望する場合は、早めに申し込んでください。 |
| リサイクルセンターへの持ち込み | ▷月～金曜日、日曜日の午前9時～午後4時に直接リサイクルセンターへ持ち込んでください。 |
| し尿くみ取り | ▷電話で清掃リサイクル課へ申し込んでください。 ▷年内のくみ取りを希望する場合は、12月28日の正午までに申し込んでください。 |

※年末は12月28日まで、年始は1月4日から

新聞紙・雑誌等の
持ち去り防止にご協力を
問 清掃リサイクル課清掃係



市の回収へ出した資源物（新聞紙・雑誌等）を持ち去ることは、条例で禁止されています。

市では、定期的にGPSを使ったパトロールなどで取り締まりを行っています。

持ち去りを見かけた場合は、場所、時間等を清掃リサイクル課へご連絡ください。

また、ご家庭での持ち去り防止対策として、市ホームページに「持ち去り禁止」の注意喚起の用紙を掲載していますので、参考としてご利用ください。皆さんのご協力をお願いします。

1月1日号

三多摩は一つなり交流事業

ごみ処理施設見学と つるつる温泉めぐり

行程 1月31日（火）午前9時30分市役所出発～青梅市リサイクルセンター～つるつる温泉（昼食休憩含む）～東京たま広域資源循環組合（ニッ塚最終処分場等）～午後4時15分頃市役所解散

※貸し切りバスで回ります。

対象 市内在住者 定員 先着40人（予約制）

申し込み 5～12日（午前9時～午後5時）に電話で清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ

※申し込みは電話受け付けのみです。

※1応募につき2人まで申し込み可

廃棄物減量等推進審議会

1月18日（水）
午後2時30分から

市役所3階
議会棟第2委員会室

ごみ処理状況について ほか

10人（抽選）

当日の午後2時～2時15分に
会場入り口で

清掃リサイクル課ごみ減量推進係

家庭で不要になった パソコンの無料回収



問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

都では、パソコンを回収し、レアメタル等の資源を循環させるプロジェクトを実施しています。市でも「小型家電リサイクル法」の認定業者であるリネットジャパンリサイクル㈱と協定を締結し、家庭で不要になったパソコンの無料回収、リサイクルを進めています。※1月31日までキャンペーンを実施中です。

○回収手順

①申し込み（2次元コードまたは電話☎0570-085-800でリネットジャパンへ）

②不要なパソコンをダンボールに詰める

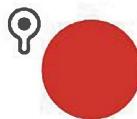
③宅配業者（佐川急便）が

希望日時に回収



外食時の食品ロスを減らそう

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

まだ食べられるのに破棄されてしまう食材（食品ロス）は国民1人あたりに換算すると、毎日113g（おにぎり1個分）捨てられています。食品ロスを減らすために次のことを気をつけましょう！

食品ロス削減のコツ～外食編～

▷ 頼みすぎに注意！注文は食べられる分だけ

▷ 食べられる？量や食材を確認しよう

▷ 余ったら聞いてみよう！持ち帰りできますか？

※農林水産省の資料をもとに作成

1月15日号

紙は大切な資源です！

雑誌・雑紙の回収と再利用にご協力を！

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

雑誌・雑紙は、地域の資源回収に出すか、回収日（毎月第2水曜日）に出してください。詳細は市ホームページ（2次元コード）、「ごみ減量リサイクル通信～古紙特集号～」をご覧ください。



雑誌・雑紙は束ねる（一緒でも可）、紙袋や封筒に入れて口があかないようにひもで縛る。

2月1日号

リサイクルショップをご利用ください

問 リサイクルショップ 32-5374

リサイクルショップでは、リサイクルセンターに運び込まれた、まだ使えそうな物を修理し、低価格で販売しています。主に自転車、タンス、テーブル、椅子、衣装ケースなどを展示していますが、その時によって変わりますので、ぜひ足を運んでみてください。また、大きな家具等、購入した商品の配送サービス（有料）もあります。

営業日時 月～金・日曜日 午前9時～午後4時

※祝日を除く

運営（公社）青梅市シルバー人材センター
※リサイクルショップは、リサイクルセンター施設内にありますが、出入口、駐車場が違いますので、ご注意ください。

資源回収団体説明会

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

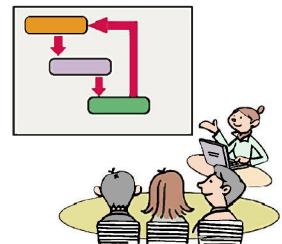
日時 2月26日（日）午後2時30分から、3月1日（水）午後7時から

※各回同じ内容

会場 市役所2階204～206会議室

対象 令和4年度に登録していた団体、令和5年度から新規に登録を希望する団体

内容 登録申請や報償金等について



3月1日号

資源物・ごみ収集カレンダーを配布します

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

ごみ収集日を掲載した「資源物・ごみ収集カレンダー」（令和5年4月～6年3月）を環境美化委員の協力のもと、各家庭に配布します。

順番に配布するため、お手元に届くまでお待ちください。

3月22日を過ぎても届かない場合は、清掃リサイクル課へご連絡ください。

なお、市民センターでも当該地区的カレンダーを受け取ることができるほか、市ホームページ（2次元コード）にも掲載しています。



3～4月は引っ越しシーズン！

引っ越しのごみの排出は計画的に

問 清掃リサイクル課清掃係、収集指導係

市外に転出する方で引っ越しまでに収集日がない場合に限り、リサイクルセンターで家庭ごみの受け入れを行っています。

引っ越しごみの排出方法

指定収集袋を使う、ひもで縛るなど、家庭から排出する際と同じ基準で分別してください。

注意事項 かん、びん、ペットボトル、ガラス、陶磁器は持ち込み後、指定の専用箱に入れてください。持ち込みの際は、本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。市内で転居する方は、持ち込みできません。地区ごとに決められた収集日に出してください。

リサイクルセンターの受付

日時 月～金曜日、日曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時

※午前11時30分～午後1時30分の時間帯と日曜日は大変込み合います。

粗大ごみの排出方法

▷自宅回収（事前予約制）…粗大ごみ専用受付 23-5805へ
申し込み（祝日を除く月～金曜日午前9時～午後5時）

▷リサイクルセンターへの持ち込み（予約不要）…月～金曜日（祝日を除く）、日曜日、午前9時～午後4時

届け出は毎年度必要です！

青梅市資源回収事業協力業者の登録を受け付けます

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

市内の各種団体が資源回収で集めた「古紙・カン・ビン類」などを回収する資源回収業者に対し、品目に応じて事業協力助成金を交付しています。資源回収にご協力いただける回収業者を随時募集しています。

登録資格 市内に事業所または営業所がある資源回収業者

※4月から回収を行いたい業者は3月中に届け出をしてください。

登録方法 清掃リサイクル課（市役所5階）で配布する「青梅市資源回収事業協力業者登録届出書」（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、清掃リサイクル課へ提出

令和5年
施政方針概要

令和5年度の主な施策について、「第7次青梅市総合長期計画」の各施策の分野に沿って紹介します。



自然・環境・エネルギー

美しい山や渓谷などの自然環境を守り、次世代へ受け継ぐとともに、2050年までのゼロカーボンシティ実現に向けて、市民、事業者等と一緒に取り組みます。

地球温暖化対策

- ▷全市民センター照明LED化
- ▷一般住宅を対象とした高断熱窓ガラスへの改修支援
- ▷吉川英治記念館に電気自動車等への充電スタンドを設置

- ▷公用車の電気自動車更新
- ▷公用車等駐車場への太陽光パネル設置による電力消費量の削減および停電時自立型電源の確保

森林の管理や活用

- ▷杉並区との連携による黒仁田山林の整備
- ▷リサイクルの推進
- ▷リサイクルセンターせん定枝設備・破碎機の主要部品の更新

浄化槽清掃費の一部を補助します

問 清掃リサイクル課清掃係

市では、住民登録のある一般家庭および店舗・事務所などの併用住宅で、市が許可した清掃業者が清掃した浄化槽に限り、次のすべてに該当するものについて、年度1回、清掃費の一部を補助しています。

対象

- ①浄化槽法に基づく都への浄化槽設置届をして、確認されている浄化槽
- ②建築基準法による建築確認を受けている浄化槽
- ③公共下水道供用開始区域外または供用開始されてから1年以内の区域内の浄化槽
- ④個人管理の浄化槽

申請方法 清掃作業実施日から1か月以内（令和4年度実施分は5年4月30日まで）に、領収書、通帳等振り込み口座が分かるもの、認め印（朱肉を使うもの）をお持ちのうえ、清掃リサイクル課へ

その他 下水道への接続などで、浄化槽を撤去する際の汚泥引出しが補助対象外となります。

粗大ごみ運び出しサービスの
対象要件の拡充をします

問 清掃リサイクル課収集係

粗大ごみを収集可能な場所に運び出すことが困難な場合は、「粗大ごみ運び出しサービス」を利用できます。

対象世帯 世帯全員（中学生以下の子どもを除く）が次のいずれかに該当する世帯…65歳以上の方▷身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳をお持ちの方▷要介護認定を受けている方▷妊娠婦の方

利用回数等 1回10品以下で年度2回まで

申し込み 電話☎23-5805で粗大ごみ専用受付電話へ

※事前調査や立会いがあります。



粗大ごみとは

一般家庭から出される大型ごみで、目安として1辺の長さが50cm以上（ガラス・陶磁器は30cm以上）のものです。

※石油ストーブ・石油ファンヒーターは50cmより小さくても粗大ごみ

※建築資材、タイヤ、テレビ、パソコン等、収集できないものがあります。

※処理手数料がかかります。（一部免除制度あり）

詳細は市ホームページをご覧ください。

音声版・点字版

「資源物・ごみ収集カレンダー」を配布します

問 清掃リサイクル課ごみ減量
推進係

令和5年度版資源物・ごみ収集カレンダーの音声版（デジタル方式）・点字版をボランティアの皆さんのご協力により作製します。

配布を希望する方は、清掃リサイクル課へご連絡ください。



△資源物・ごみ収集カレンダー点字版